平成20年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

地方公共団体コード	¹ 4	4	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号		⁷ 0	0	0	0	011
市町村判別コード特	定市定市	以外	 の市	町村	• 1 • • 2	12 2
団体区分コ	_	ド	13/			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地	方公	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	1

平成20年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						→		(1)	(2)	(3)
個人法人の		区 <u> </u>	分 /	行 s	番	号	総数	(人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
1	固	人		0	1	0		118, 098	16, 304	101, 794
ř	去	人		0	2	0		4, 993	612	4, 381
	計			0	3	0		123, 091	16, 916	106, 175

± 1	方グ	/共区]体:	1 —	ド	表都	番号 8
4	4	2	0	1	1	0	2

第2表 総 括 表

都	道系	牙県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

		<u> </u>				((1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
<u> </u>	_	区 分				-		地	積					決	定価	格				課		準 額
th			行	番	号	非課	税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号		法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	
地 ———	目		9			12	(m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(二) 71	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)	42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ	42(千円)(又)56
	_	般 田	0	1	0	2, 9	92, 966	30, 142, 502	2, 384, 937	27, 757, 565	0	1	1	2, 785, 373	198, 380	2, 586, 993	0	1	2	2, 784, 407	198, 380	2, 586, 027
-	介 ī 往	在 田 · f 化 区 域 田	0	2	0	1, 2	44, 265	3, 856, 818	12, 974	3, 843, 844	0	2	1	57, 224, 008	168, 786	57, 055, 222	0	2	2	16, 784, 729	10, 339	16, 774, 390
	_	般 畑	0	3	0	2, 1	81, 056	21, 486, 763	3, 129, 895	18, 356, 868	0	3	1	657, 781	88, 451	569, 330	0	3	2	654, 844	85, 514	569, 330
	介 i 往	在 畑 · f 化 区 域 畑	0	4	0	9	53, 679	4, 631, 482	20, 996	4, 610, 486	0	4	1	73, 431, 588	131, 679	73, 299, 909	0	4	2	15, 632, 253	32, 040	15, 600, 213
. 自	小 住	規 模 宅 用 地	0	5	0			25, 110, 428	345, 979	24, 764, 449	0	5	1	881, 686, 476	3, 010, 710	878, 675, 766	0	5	2	122, 103, 256	454, 470	121, 648, 786
Ē	- 彤	设住宅用地	0	6	0			10, 418, 772	102, 418	10, 316, 354	0	6	1	260, 618, 963	308, 195	260, 310, 768	0	6	2	71, 646, 435	88, 328	71, 558, 107
	住以:	宅 用 地 外 の 宅 地	0	7	0			29, 240, 992	18, 209	29, 222, 783	0	7	1	853, 752, 322	63, 920	853, 688, 402	0	7	2	564, 182, 692	41, 885	564, 140, 807
		計	0	8	0	4, 7	13, 813	64, 770, 192	466, 606	64, 303, 586	0	8	1	1, 996, 057, 761	3, 382, 825	1, 992, 674, 936	0	8	2	757, 932, 383	584, 683	757, 347, 700
Ţ	塩	田	0	9	0						0	9	1				0	9	2			
鉱		泉 地	1	0	0		58	617	3	614	1	0	1	106, 823	273	106, 550	1	0	2	74, 166	192	73, 974
Ý	池	沼	1	1	0	2	11, 103	122, 918	66, 958	55, 960	1	1	1	2, 483	1, 174	1, 309	1	1	2	2, 351	1, 174	1, 177
Ц		般 山 林	1	2	0	10, 9	11, 079	113, 691, 830	11, 713, 190	101, 978, 640	1	2	1	2, 208, 030	214, 502	1, 993, 528	1	2	2	2, 208, 029	214, 502	1, 993, 527
木 介	介	在 山 林	1	3	0	8	00, 855	2, 933, 609	240, 983	2, 692, 626	1	3	1	655, 180	57, 299	597, 881	1	3	2	395, 961	34, 250	361, 711
4	牧	場	1	4	0		35, 391	24, 593	0	24, 593	1	4	1	541	0	541	1	4	2	541	0	541
Ţ	原	野	1	5	0	7, 4	30, 006	21, 649, 970	3, 365, 152	18, 284, 818	1	5	1	261, 432	39, 772	221, 660	1	5	2	254, 588	38, 851	215, 737
ゴ	ル	フ場の用地	1	6	0			5, 522, 153	389	5, 521, 764	1	6	1	13, 924, 198	531	13, 923, 667	1	6	2	9, 099, 066	322	9, 098, 744
	園	地等の用地	1	7	0				0		1	7	1		0		1	7	2		0	
惟一丁		単 体 利 用	1	8	0		21, 707	1, 140, 541	139	1, 140, 402	1	8	1	13, 927, 923	812	13, 927, 111	1	8	2	2, 759, 938	143	2, 759, 795
鉄軌		小規模住宅用地	1	9	0				0		1	9	1		0		1	9	2		0	
重道		一般住宅用地	2	0	0		_		0		2	0	1		0		2	0	2		0	
	利	住宅田地以从	2	1	0		_	5, 868	0	5, 868	2	1	1	672, 837	0	672, 837	2	1	2	433, 623	0	433, 623
	/H:	計	2	2	0			5, 868	0	5, 868	2	2	1	672, 837	0	672, 837	2	2	2	433, 623	0	433, 623
也 そ	の	他の雑種地	2	3	0	10, 4	77, 627	11, 091, 095	306, 126	10, 784, 969	2	3	1	139, 651, 845	249, 802	139, 402, 043	2	3	2	90, 566, 383	161, 675	90, 404, 708
		計	2	4	0	10, 4	99, 334	17, 759, 657	306, 654	17, 453, 003	2	4	1	168, 176, 803	251, 145	167, 925, 658	2	4	2	102, 859, 010	162, 140	102, 696, 870
そ		の他	2	5	0	48, 9	39, 975				2	5	1				2	5	2			
	合	計	2	6	0	90, 9	13, 580	281, 070, 951	21, 708, 348	259, 362, 603		6		2, 301, 567, 803	4, 534, 286	2, 297, 033, 517		6	-	899, 583, 262	1, 362, 065	898, 221, 197

± 1	方を	〉共区]体:	ュー	ド	表都	备号 8
4	4	2	0	1	1	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	牙 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

			>			(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区分					筆	数		単位当な	こり 価格
Life			行	番	号	非課税地筆数	評価総筆数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平 均 価 格	最 高 価 格
地	F		9			12 (筝)(ル)	27 (筆)(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)	(<u>以)</u> (<u>口)</u> (円/㎡)(ヨ)	72 (円/m²)(タ) 80
田	-	一 般 田	0	1	3	13, 375	47, 963	4, 947	43, 016	92	1, 134
Щ	市	ト 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	3	5, 756	7, 480	103	7, 377	14, 837	75, 240
畑		一 般 畑	0	3	3	10, 762	46, 338	8, 235	38, 103	31	194
加	市	街化区域畑	0	4	3	4, 652	12, 612	294	12, 318	15, 855	80, 979
	住	小 規 模 E 宅 用 地	0	5	3		129, 477	3, 534	125, 943	35, 112	511, 412
宅	_	般住宅用地	0	6	3		92, 768	1,066	91, 702	25, 014	314, 916
地	住以	E 宅 用 地 外 の 宅 地	0	7	3		43, 852	384	43, 468	29, 197	530, 215
		計	0	8	3	12, 151	266, 097	4, 984	261, 113	30, 818	530, 215
	塩	鱼 田	0	9	3						
	鉱	泉 地	1	0	3	15	189	1	188	173, 133	514, 364
	泄	也 沼	1	1	3	268	458	240	218	20	157
山	_	一般山林	1	2	3	10, 803	70, 286	11, 996	58, 290	19	440
林	介	个 在 山 林	1	3	3	2, 186	6, 102	853	5, 249	223	392
	牧	女 場	1	4	3	5	10	0	10	22	58
	原	原 野	1	5	3	4, 746	21, 056	4, 306	16, 750	12	220
	ゴ)	ルフ場の用地	1	6	3		1, 066	2	1, 064	2, 522	12, 579
雑	遊	園地等の用地	1	7	3			0		0	
木比		単 体 利 用	1	8	3	104	2, 012	3	2, 009	12, 212	15, 103
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	3			0		0	
種	道	複 一般住宅用地		0				0		0	
	地	利 住宅用地以外	2	1	3		1	0	1	114, 662	114, 662
地		計	2	2	3		1	0	1	114, 662	114, 662
	そ(の他の雑種地	2	3	3	12, 610	24, 869	2, 302	22, 567	12, 591	310, 618
		計	2	4	3	12, 714	27, 948	2, 307	25, 641	9, 470	310, 618
	そ	の他	2	5	3	108, 719					
	슫	計	2	6	3	186, 152	506, 539	38, 266	468, 273	8, 189	

地	表番号 7 9						
4	4	2	0	1	1	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

=						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
`	\	▼ 区 分				納 税 義	務者数	地	積	決定	価格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
			9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(ハ)	44 (m²)(≡)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
		一般田	0	1	0	8, 031	31	27, 702, 730	54, 835	2, 581, 933	5, 060
	市	介 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	0	3, 371	31	3, 715, 816	128, 028	56, 420, 423	634, 799
畑		一 般 畑	0	3	0	8, 484	41	18, 049, 769	307, 099	563, 728	5, 602
ДЩ	市	介 在 畑 · 街 化 区 域 畑	0	4	0	5, 950	52	4, 542, 041	68, 445	72, 843, 259	456, 650
	ſ	小 規 模 主 宅 用 地	0	5	0	90, 864	1, 499	23, 229, 408	1, 535, 041	813, 525, 024	65, 150, 742
宅	_	般住宅用地	0	6	0	67, 270	661	10, 069, 683	246, 671	251, 637, 957	8, 672, 811
地	信 以	主 宅 用 地	0	7	0	14, 595	3, 298	6, 754, 709	22, 468, 074	264, 405, 941	589, 282, 461
		計	0	8	0	172, 729	5, 458	40, 053, 800	24, 249, 786	1, 329, 568, 922	663, 106, 014
	ţ	塩 田	0	9	0						
	鉱	泉 地	1	0	0	101	67	352	262	62, 106	44, 444
	ì	池 沼	1	1	0	138	10	24, 747	31, 213	750	559
山	-	一般山林	1	2	0	8, 971	310	90, 739, 770	11, 238, 870	1, 785, 308	208, 220
林	Í	个 在 山 林	1	3	0	1, 973	137	1, 717, 514	975, 112	398, 247	199, 634
	2	牧 場	1	4	0	6		24, 593		541	
	J	原 野	1	5	0	4, 751	231	14, 027, 936	4, 256, 882	171, 558	50, 102
	ゴ	ルフ場の用地	1	6	0	9	9	109, 612	5, 412, 152	165, 814	13, 757, 853
11/1	遊	園地等の用地	1	7	0						
雑		単 体 利 用	1	8	0	1	6	102	1, 140, 300	1, 541	13, 925, 570
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	0						
種	道	複 一般住宅用地	2	0	0						
	用 地	利 住宅用地以外	2	1	0		1		5, 868		672, 837
地		計	2	2	0	0	1	0	5, 868	0	672, 837
	そ	の他の雑種地	2	3	0	8, 402	1, 125	3, 878, 393	6, 906, 576	67, 513, 010	71, 889, 033
		計	2	4	0	8, 412	1, 141	3, 988, 107	13, 464, 896	67, 680, 365	100, 245, 293
	1	合 計	2	5	0	222, 917	7, 509	204, 587, 175	54, 775, 428	1, 532, 077, 140	764, 956, 377

地	方公	表番号 7 8					
4	4	2	0	1	1	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	大分県
市町村	名	大分市

_							(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
			区 分				課税	票 準 額	筆	数	単位			価 格
地			<u>ν</u> π	行	番	号	個人	法人	個 人	法 人	平 均 _(未) 個 人	価格 人法人	最 高 個 人	価格 法人
坦		目		9			12 (手円)(ト)	24 (手円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	(41)	(<u>へ)</u> (ニ) (円/m²)(ヲ)	56 (円/m²)(ワ)	67 (円/㎡)(カ) 77
田		-	般 田	0	1	1	2, 580, 967	5, 060	42, 912	104	93	92	1, 134	134
щ		介 右 5 街 1	E 田 · 化区域田	0	2	1	16, 425, 577	348, 813	7, 209	168	15, 184	4, 958	75, 240	55, 559
畑			般 畑	0	3	1	563, 728	5, 602	37, 858	245	31	18	194	80
			化区域畑	0	4		15, 383, 690	216, 523	12, 105	213	16, 038	6, 672	80, 979	56, 373
بيار		小 住 宅	規 模 E 用 地	0	5	1	112, 251, 264	9, 397, 522	122, 326	3, 617	35, 021	42, 442	511, 412	456, 480
宅	_		主宅 用地	0	6	1	69, 082, 902	2, 475, 205	90, 297	1, 405	24, 990	35, 159	314, 916	314, 916
地		住 宅 以 外	三 用 地の 宅 地	0	7	1	169, 336, 180	394, 804, 627	26, 447	17, 021	39, 144	26, 228	511, 964	530, 215
			計	0	8	1	350, 670, 346	406, 677, 354	239, 070	22, 043	33, 195	27, 345	511, 964	530, 215
		塩	田	0	9	1								
	鉱	· 5	泉 地	1	0	1	43, 300	30, 674	106	82	176, 438	169, 634	514, 364	426, 033
		池	沼	1	1	1	750	427	172	46	30	18	157	61
山		一 彤	设 山 林	1	2	1	1, 785, 307	208, 220	53, 744	4, 546	20	19	440	267
林		介有	E山林	1	3	1	239, 255	122, 456	4, 395	854	232	205	392	390
		牧	場	1	4	1	541		10		22	0	58	
		原	野	1	5	1	168, 302	47, 435	14, 971	1,779	12	12	220	78
	ゴ	゛ルフ	場の用地	1	6	1	99, 488	8, 999, 256	83	981	1, 513	2, 542	1, 525	12, 579
+ 1/-	遊	園地	等の用地	1	7	1					0	0		
雑		単	体 利 用	1	8	1	462	2, 759, 333	1	2,008	15, 108	12, 212	15, 103	15, 103
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1					0	0		
種	道	合	一般住宅用地	2	0	1					0	0		
	用 地		住宅用地以外	2	1	1		433, 623		1	0	114, 662		114, 662
地			計	2	2	1	0	433, 623	0	1	0	114, 662	0	114, 662
	そ	の他	の雑種地	2	3	1	42, 678, 009	47, 726, 699	15, 028	7, 539	17, 407	10, 409	169, 469	310, 618
			計	2	4	1	42, 777, 959	59, 918, 911	15, 112	10, 529	16, 971	7, 445	169, 469	310, 618
		合	計	2	5	1	430, 639, 722	467, 581, 475	427, 664	40,609	7, 489	13, 965		

地	方公	类区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	4

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
	<u> </u>		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格		l
地	分	行番号	個人	法 人	個 人	法人	個人	法 人	最高価格地の所在	É
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(イ)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二)79		
商	繁華街	0 1 0	281	160	59, 925	63, 396	8, 535, 697	10, 511, 021	中央町1丁目	
業	高度商業地区I	0 2 0								
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	35	77	13, 087	62, 957	4, 457, 689	21, 002, 902	2 府内町1丁目	
_	普通商業地区	0 4 0	2, 909	851	1, 515, 725	1, 690, 308	116, 406, 314	123, 167, 192	2 府内町1丁目	
区	計	0 5 0	3, 225	1, 088	1, 588, 737	1, 816, 661	129, 399, 700	154, 681, 115	府内町1丁目	
住	併用住宅地区	0 6 0	4, 426	667	2, 192, 301	952, 775	109, 938, 799	45, 404, 508	中島西3丁目	
宅	高級住宅地区	0 7 0								
地	普通住宅地区	0 8 0	82, 073	2, 243	29, 322, 128	4, 400, 575	1, 018, 505, 835	157, 968, 799	金池南2丁目	
区	計	0 9 0	86, 499	2,910	31, 514, 429	5, 353, 350	1, 128, 444, 634	203, 373, 307	中島西3丁目	
工	大工場地区	1 0 0	2	30	151	13, 480, 126	2, 707	227, 347, 705	大字生石	
業	中小工場地区	1 1 0	799	630	526, 419	2, 737, 244	16, 702, 393	68, 521, 581	大字下郡	
地	家内工業地区	1 2 0								
区	計	1 3 0	801	660	526, 570	16, 217, 370	16, 705, 100	295, 869, 286	大字下郡	
村	集団地区	1 4 0	4, 932	144	2, 511, 870	321, 739	28, 011, 862	3, 925, 617	大字金谷迫	
落地	村落地区	1 5 0	6, 382	188	3, 821, 193	487, 255	26, 798, 596	5, 092, 794	大字毛井	
区	計	1 6 0	11, 314	332	6, 333, 063	808, 994	54, 810, 458	9, 018, 411	大字金谷迫	
有	見光 地区	1 7 0								
	美用施設の用に供 一る 宅 地	1 8 0	55	5	91, 001	53, 411	209, 030	163, 895	大字田原	
生産	緑地地区内の宅地	1 9 0			_					
	合 計	2 0 0	101, 894	4, 995	40, 053, 800	24, 249, 786	1, 329, 568, 922	663, 106, 014	1 府内町1丁目	

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	:共区	団体:	1 —	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			→		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
					課税機	票 準 額	筆	数	単位	生 当 1	≥ 9 1	断格
ŧ	区公	⁄=	番号	. [個 人	法人	個人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	E S 分	11	笛 万	7	個 人	法 人	1個 人	法 人	. 個 人	(人)法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆	(筆)	<u>(ハ)</u> (円/m²)	(三) (円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1	3, 961, 954	6, 527, 505	61	6 392	142, 440	165, 799	376, 240	390, 230
業	高度商業地区I	0	2	1					0	0		
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	2, 703, 151	14, 355, 885	10	6 222	340, 620	333, 607	511, 964	530, 215
	普通商業地区	0	4	1	53, 487, 086	78, 431, 965	6, 49	3,810	76, 799	72, 867	284, 557	329, 417
区	計	0	5	1	60, 152, 191	99, 315, 355	7, 21	5 4, 424			511, 964	530, 215
住	併用住宅地区		6	_	41, 981, 957	25, 916, 553	10, 37	2, 274	50, 148	47, 655	130, 919	126, 373
宅	高級住宅地区	0	7	1					0	0		
地	普通住宅地区	0	8	1	225, 113, 113	74, 958, 348	189, 17	3 10,828	,	,	114, 644	113, 047
区	計	0	9	1	267, 095, 070	100, 874, 901	199, 54	7 13, 102	35, 807	37, 990	130, 919	126, 373
工	大工場地区	1	0	1	1, 895	156, 412, 302		2 834	17, 927	16, 865	17, 930	20, 683
業	中小工場地区	1	1	1	8, 010, 215	44, 802, 491	1, 71	5 2, 235	31, 728	25, 033	59, 366	59, 760
地	家内工業地区	1	2	1					0	0		
区	計	1	3	1	8, 012, 110	201, 214, 793	1, 71	7 3, 069	31, 724	18, 244	59, 366	59, 760
村	集団地区	1	4	1	7, 741, 253	2, 252, 443	13, 28	8 765	11, 152		29, 320	28, 956
落地	村落地区	_	5	_	7, 527, 401	2, 905, 136				,	27, 720	
区	計	1	6	1	15, 268, 654	5, 157, 579	30, 46	1, 403	8, 655	11, 148	29, 320	28, 956
匍	見光 地区	1	7	1					0	0		
農業		1	8	1	142, 321	114, 726	13	1 45	2, 297	3, 069	3, 810	6, 685
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1					0	0		
	合 計	2	0	1	350, 670, 346	406, 677, 354	239, 07	0 22, 043	33, 195	27, 345	511, 964	530, 215

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地1	地方公共団体コード 表番号 7 8										
4	4	2	0	1	1	0	5				

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

			1			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		E 21	9		7	12 (人)	24 (r	1 39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 8
		負担水準1.0以上		1		8, 510	1, 923, 1	69, 587, 096	11, 597, 849	11, 48
/]	/	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	3, 184	786, 8	25, 856, 452	4, 198, 612	4, 063
		負担水準0.9以上0.95未満		3		6,005	1, 487, 0			7, 87
月	見	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	11, 955	2, 933, 4	92 103, 982, 800	15, 108, 809	15, 40
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	23, 651	5, 624, 0	183, 094, 457	25, 181, 198	29, 44
杉	莫	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	16, 309	3, 718, 5	125, 990, 681	16, 798, 757	19, 46
	١.	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	15, 366	3, 624, 3	126, 028, 285	16, 325, 416	18, 35
13	È	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	7,658	1, 756, 6	45 61, 236, 677	7, 429, 143	9, 15
_	<u>_</u>	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	5, 252	1, 194, 7	55, 126, 616	6, 270, 103	6, 08
1	Ē	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	639	146, 3	90 4, 621, 887	485, 726	82
l p	Ħ	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	109	28, 2	45 730, 548	70, 464	14
И	11	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	14	2, 2	77, 762	6, 741	1
掛	H1	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	6	1, 8	95 79, 534	6, 231	
1	E.	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	2	4	28, 013	1, 985	
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	4	1, 0	63 42, 427	2,689	
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	1	2	7, 267	374	
個	围	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	1	2	00 1, 272	63	
II.		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0			,		
).	λ	負担水準0.1以上0.15未満		9						
	`	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
)	_	負担水準0.05未満		1						
		計		2		98,666	23, 229, 4	08 813, 525, 024	112, 251, 264	122, 32
-		負担水準1.0以上		3		425				78
/]	/	負担水準0.95以上1.0未満		4		114	·		 	20
		負担水準0.9以上0.95未満		5		199				33
規	見	負担水準0.85以上0.9未満		6		286	,	, ,		53
		負担水準0.8以上0.85未満		7		375				74
核	莫	負担水準0.75以上0.8未満		8		218	,	, ,		37
		負担水準0.7以上0.75未満		9		194				33
抽自	È	負担水準0.65以上0.7未満		0		86			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
		負担水準0.6以上0.65未満		1		68	,	, ,		11
笔	Ē	負担水準0.55以上0.6未満		2		8	,	, ,		1
		負担水準0.5以上0.55未満		3		2				1
月	Ħ	負担水準0.45以上0.5未満		4		1	2, 3			
	.,	負担水準0.4以上0.45未満		5			2,0	20,20	2,010	
封	也	負担水準0.35以上0.4未満		6		1	2	00 19, 534	1, 320	
		負担水準0.3以上0.35未満		7				10,00	1,020	
		負担水準0.25以上0.3未満		8						
54	+	負担水準0.2以上0.25未満		9			 			
12	去	負担水準0.15以上0.2未満		0	_					
1	ı	負担水準0.1以上0.15未満		1	_		 	+		
/	^	負担水準0.05以上0.15木禍 負担水準0.05以上0.1未満		2			-	+		
_	_	負担水準0.05以上0.1木綱 負担水準0.05未満		3			+	+		
		負担水平0.00未個 計		4		1, 977	1 525 0	65 150 749	0 207 599	9 61
		īΤ	4	4	U	1,977	1, 535, 0	65, 150, 742	9, 397, 522	3, 61

地	方グ	表番号					
4	4	2	0	1	1	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

-		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9 11 ⊞ ∆	12 (人)	24 (m²)	39 (手円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	5, 054	1, 103, 307	16, 655, 833	5, 551, 944	7, 108
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	2, 133	436, 717	7, 975, 977	2, 588, 769	2, 973
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	3, 589	705, 312	17, 368, 435	5, 342, 475	4, 975
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	7, 601	1, 356, 313	32, 766, 293	9, 530, 590	10, 340
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	17, 555	2, 371, 241	58, 899, 382	16, 219, 740	22, 342
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	12, 363	1, 340, 524	37, 934, 586	10, 115, 890	15, 098
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	11, 756	1, 451, 393	41, 944, 114	10, 849, 525	14, 257
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	5, 850	711, 419	19, 188, 119	4, 652, 996	7, 209
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	4, 374	459, 780	16, 380, 782	3, 716, 793	5, 151
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	506	85, 421	1, 838, 367	387, 229	674
	,	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	92	43, 812	531, 965	103, 038	125
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	12	2, 198	68, 476	11,725	30
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	4	567	24, 890	3, 790	5
	_	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	4	861	54, 948	7, 730	5
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	2	598	2, 786	361	2
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	2	56	1, 962	203	2
	凹	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	1	164	1, 042	104	1
	Į.	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0	F 0.000	10 000 000	251 205 255	00.000.000	22.225
-		計 負担水準1.0以上	6 6 0	70, 898 116	10, 069, 683	251, 637, 957	69, 082, 902 516, 475	90, 297
		負担水準0.95以上1.0未満	6 7 0 6 8 0	40	45, 243 15, 953	1, 549, 426 425, 867	137, 644	186 76
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	72	23, 262	1, 057, 353	325, 479	148
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	99	28, 054	1, 037, 555	300, 861	181
	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	163	45, 976	1, 611, 480	444, 475	273
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	99	27, 354	1, 004, 125	267, 766	153
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	105	37, 214	1,020,964	265, 702	188
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	44	8, 869	241, 765		78
地	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	49	9, 576	432, 502		97
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	6	4, 822	265, 643	55, 527	22
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	Ü	1, 022	200,010	00,021	
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	2	348	30, 120	4, 172	3
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	_		,	-,	
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	144	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0				+	
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	八	2 11 11 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					-	
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	795	246, 671	8, 672, 811	2, 475, 205	1, 405

地 1	方公	类区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		———		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			a 12 ⊞ -2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)		69 (筆)80
	住	負担水準0.7超	0 1 0	3, 253	1, 018, 533	55, 704, 191	38, 992, 934	5, 170
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	4, 480	1, 861, 307	64, 925, 639	44, 052, 981	7, 244
	_	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	6, 374	2, 611, 771	86, 242, 481	53, 935, 548	10, 324
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	1, 435	668, 111	26, 132, 520	15, 679, 512	2, 307
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	504	299, 184	14, 131, 571	8, 178, 100	918
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	140	116, 615	6, 280, 396	3, 371, 622	209
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	118	138, 461	9, 015, 404	4, 331, 766	189
	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	23	24, 611	1, 060, 367	463, 796	53
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	7	9, 786	628, 715	235, 644	15
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0	12	6, 330	284, 657	94, 277	18
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	, iii	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	16, 346	6, 754, 709	264, 405, 941	169, 336, 180	26, 447
	住	負担水準0.7超	1 7 0	1, 174	10, 567, 629	265, 011, 670	185, 508, 169	4, 021
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	1, 241	6, 077, 152	157, 849, 905	108, 703, 753	4, 397
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	1, 411	3, 541, 247	108, 767, 113	67, 685, 950	6, 417
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	313	1, 362, 960	28, 449, 055	17, 069, 433	1, 160
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	120	332, 356	13, 888, 241	7, 963, 093	782
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	23	459, 348	11, 601, 214	6, 193, 955	137
	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	16	104, 396	2, 820, 988	1, 359, 603	84
	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	6	2, 311	102, 791	44, 663	8
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	3	2, 291	93, 376	35, 881	6
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	5	18, 051	697, 266	239, 876	8
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0	1	333	842	251	1
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	l ".	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	4, 313	22, 468, 074	589, 282, 461	394, 804, 627	17, 021

地	方公	类区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	(筆) 80
宅		負担水準0.7超	0 1 0					
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	52	74, 487	172, 168		122
1년		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	2	10, 000	22, 258	13, 668	7
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
農	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	1	6, 514	14, 604	8, 136	2
地		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
+	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	の	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
造	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
成	_	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
ک	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
_	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
L	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
て	\sim	負担水準0.05未満	1 5 0					
評		計	1 6 0	55	91, 001	209, 030	142, 321	131
価		負担水準0.7超	1 7 0					
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	5	53, 411	163, 895	114, 726	45
さ	用	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
れ		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
る	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
農	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
業	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
用	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
施		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
設	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
用	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
地	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0	_		100		
		計	3 2 0	5	53, 411	163, 895	114, 726	45

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方公	类区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格 (チロ	課税標準額 (壬円)	筆 数 69 (筆)8
宅	住	負担水準0.7超		3 3 0	()	24 (m	1139	1 54 (十十)	<u>69</u> (±) 8
地		負担水準0.65以上0.7以	下	3 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未2	満	3 5 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未2	満	3 6 0					
農	地	負担水準0.5以上0.55未2		3 7 0					
地		負担水準0.45以上0.5未2		3 8 0					
+		負担水準0.4以上0.45未注		3 9 0					
造	0	負担水準0.35以上0.4未注		4 0 0					
成		負担水準0.3以上0.35未済		4 1 0					
費	宅	負担水準0.25以上0.3未		4 2 0					
ک		負担水準0.2以上0.25未		4 3 0					
L	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未		4 4 0					
て	個	負担水準0.1以上0.15未2		4 5 0					
評	人	負担水準0.05以上0.1未2	(商	4 6 0					
価		負担水準0.05未満	計	4 7 0 4 8 0	0		(0	
さ		負担水準0.7超	耳	4 9 0	U	C	() U	
	1—	負担水準0.65以上0.7以 ⁻	下	5 0 0					
れ	宅	負担水準0.6以上0.65未2		5 1 0					
る。	用	負担水準0.55以上0.6未2		5 2 0					
生	地	負担水準0.5以上0.55未2		5 3 0					
産	以	負担水準0.45以上0.5未2		5 4 0					
緑		負担水準0.4以上0.45未2		5 5 0					
地	71	負担水準0.35以上0.4未注		5 6 0					
地	の	負担水準0.3以上0.35未2	満	5 7 0					
区	宅	負担水準0.25以上0.3未2		5 8 0					
内		負担水準0.2以上0.25未2		5 9 0					
<i>の</i>		負担水準0.15以上0.2未注		6 0 0					
宅	法	負担水準0.1以上0.15未2		6 1 0					
地		負担水準0.05以上0.1未	満	6 2 0					
地	人	負担水準0.05未満		6 3 0					
			計	6 4 0	0	C	(0	

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	方公	:共区	団体:	1 —	ド	表都 7	昏号 8
4	4	2	0	1	1	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	———				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区	行	番	문	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
	Δ //	9	THE.	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		1		14, 105					19, 559
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの		2		4, 427	11, 586, 162	320, 715, 861	224, 501, 103		9, 191
地	税負担据置のもの		3		90, 527	30, 801, 386	944, 423, 515	367, 682, 462		128, 298
70	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		83, 936	18, 649, 141	628, 051, 363	145, 549, 227		104, 065
計	負担水準0.2未満		5		0	0	V	0		0
	計		6		192, 995		1, 992, 674, 936			261, 113
	負担水準1.0以上	-	7		9, 283	101, 973, 323				58, 287
	負担水準0.95以上1.0未満		8		2	4, 286	67	67		2
	負担水準0.9以上0.95未満		9							
_	負担水準0.85以上0.9未満		0		1	1,031	21	20		1
	負担水準0.8以上0.85未満		1							
	負担水準0.75以上0.8未満		2							
	負担水準0.7以上0.75未満		3							
	負担水準0.65以上0.7未満		4							
般	負担水準0.6以上0.65未満		5							
	負担水準0.55以上0.6未満		6							
	負担水準0.5以上0.55未満		7							
	負担水準0.45以上0.5未満		8							
	負担水準0.4以上0.45未満		9							
Щ	負担水準0.35以上0.4未満		0							
	負担水準0.3以上0.35未満		1							
	負担水準0.25以上0.3未満		2							
	負担水準0.2以上0.25未満		3							
林	負担水準0.15以上0.2未満		4							
''	負担水準0.1以上0.15未満		5							
	負担水準0.05以上0.1未満		6							
	負担水準0.05未満		7							
	計	2	8	0	9, 286	101, 978, 640	1, 993, 528	1, 993, 527		58, 290

地	方公	表者	≨号				
1		7	8				
4	4	2	0	1	1	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

		——					(1)	(2)		(3)			(4)		(5	j)
		区	分	行	番	号	納税義務者数	地			定(西 格	課程	兇 標 3	準額	筆	数
		The last No.		9			12 (人)	24	(m^2)	39		(千円	54		(千円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上			1								1				
	小	負担水準0.95以上1.0未満			2								<u> </u>				
	+8	負担水準0.9以上0.95未満			3												
複	規	負担水準0.85以上0.9未満		_	4												
	模	負担水準0.8以上0.85未満			5												
	17	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満			6 7								<u> </u>				
	住	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満			8								-				
		負担水準0.6以上0.65未満			9								1				
合	宅	負担水準0.55以上0.6未満		_	0								1				
		負担水準0.5以上0.55未満			1												
	用	負担水準0.45以上0.5未満			2								1				
		負担水準0.4以上0.45未満			3								1				
利	地	負担水準0.35以上0.4未満		_	4												
		負担水準0.3以上0.35未満			5												
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満			6												
	個	負担水準0.2以上0.25未満			7												
用	旭	負担水準0.15以上0.2未満			8												
/13	人	負担水準0.1以上0.15未満			9												
	/	負担水準0.05以上0.1未満			0												
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		_	1												
Art.		計		_	2		0		0			0)		0		0
鉄		負担水準1.0以上		2	3	0											
	小	負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0											
		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0											
	規	負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0											
軌		負担水準0.8以上0.85未満			7												
	模	負担水準0.75以上0.8未満			8												
	<i>I</i> ->-	負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0											
	住	負担水準0.65以上0.7未満		_	0												
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満		_	1												
~=	_	負担水準0.55以上0.6未満			2												
	用	負担水準0.5以上0.55未満		_	3												
	,	負担水準0.45以上0.5未満			4								1				
	地	負担水準0.4以上0.45未満			5								1				
用		負担水準0.35以上0.4未満			6												
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		_	7								-				
	N.	負担水準0.25以上0.3未満			8								-				
	法	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満		_	9								1				
地	,	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		_	0					-			1				
	人				1					-			1				
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			2					-			1				
				_			0		0			r	\ <u> </u>		0		- 0
		計		4	4	U	0		0			(7		0		

地	方公	:共区]体:	ュー	ド	表者 7	≨号 8
4	4	2	0	1	1	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

		——					(1)		(2)		(3)			(4)	(5)
		X	分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決	定(価 格	課 税	標準額	筆	数
				9			12 (A)	24	(m^2)	39		(千円	54	(壬四	69	(筆) 80
		負担水準1.0以上			5											
	_	負担水準0.95以上1.0未満			6											
		負担水準0.9以上0.95未満			7											
複	般	負担水準0.85以上0.9未満			8											
12		負担水準0.8以上0.85未満			9											
	住	負担水準0.75以上0.8未満			0											
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満			1 2											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満			3								-			
一		負担水準0.55以上0.6未満			4											
	用	負担水準0.5以上0.55未満			5					-						
		負担水準0.45以上0.5未満			6								-			
	地	負担水準0.4以上0.45未満			7								-			
利		負担水準0.35以上0.4未満			8								1			
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満			9											
		負担水準0.25以上0.3未満			0											
	個	負担水準0.2以上0.25未満			1											
用		負担水準0.15以上0.2未満			2											
,	人	負担水準0.1以上0.15未満			3											
		負担水準0.05以上0.1未満			4											
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		6	5	0										
鉄			計	6	6	0	0		0			0)	(0
奶		負担水準1.0以上		6	7	0										
	-	負担水準0.95以上1.0未満			8											
		負担水準0.9以上0.95未満			9											
	般	負担水準0.85以上0.9未満			0											
軌		負担水準0.8以上0.85未満			1											
	住	負担水準0.75以上0.8未満			2											
		負担水準0.7以上0.75未満			3											
	宅	負担水準0.65以上0.7未満			4											
道		負担水準0.6以上0.65未満			5											
	用	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満			6 7											
		負担水準0.45以上0.5未満			8								-			
	地	負担水準0.4以上0.45未満			9								1			
用		負担水準0.35以上0.4未満			0					-						
/11	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満			1	0							-			
		負担水準0.25以上0.3未満			2					 			 		1	
	法	負担水準0.2以上0.25未満			3					1					1	
tid:		負担水準0.15以上0.2未満			4					1						
地	人	負担水準0.1以上0.15未満			5					1						
		負担水準0.05以上0.1未満			6											
	$\overline{}$	負担水準0.05未満			7					Ì						
			計	8	8	0	0		0			0)	(0

地	方公	共区]体:	ュー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	行	番	뮸	納税義務者数	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			9	ш	,	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)		69	(筆)80
		負担水準0.7超		1				549, 490		8, 626, 011	6, 038, 208		2, 430
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0			946, 063		15, 672, 521	10, 608, 500		3, 457
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0			1, 368, 659		29, 541, 934	18, 485, 420		5, 380
	Lla	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	2, 767	1	1, 646, 443		8, 517, 443	5, 110, 466		5, 107
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	1, 509	1	1, 025, 138		6, 304, 812	3, 654, 065		2,976
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0			96, 162		1, 696, 156	896, 676		349
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	78		41, 983		1, 129, 518	543, 456		113
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	240		90, 761		293, 176	128, 316		340
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	29		12, 961		319, 819	119, 408		39
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	19		16, 125		218, 232	70, 758		23
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	7		1, 545		3,822	1, 146		7
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0								
	IIII	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0								
	\smile	負担水準0.05未満	1	5	0								
Ø		計	1	6	0	12, 114	5	5, 795, 330		72, 323, 444	45, 656, 419		20, 221
0)		負担水準0.7超	1	7	0	305	2	2, 378, 221		29, 354, 665	20, 548, 266		1, 217
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	445		2, 686, 443		38, 031, 340	21, 725, 333		2, 217
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	533	4	1, 480, 527		17, 119, 775	10, 412, 020		2,801
	11.	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0		3	3, 237, 623		8, 038, 005	4, 432, 429		2, 736
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0			567, 656		3, 507, 703	1, 395, 330		1, 344
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0			250, 810		2, 563, 897	1, 346, 596		224
	·	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	25		43,870		703, 249	344, 094		41
	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	30		26, 607		270, 652	115, 259		101
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	8		16, 057		39, 772	14, 539		31
	~ iii	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	10		42, 529		201, 152	59, 617		32
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	3		96, 988		1, 357, 226	123, 700		131
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0								
	14	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0								
	\smile	負担水準0.05未満	3	1	0								
		計	3	2	0	1, 906	13	3, 827, 331	1	01, 187, 436	60, 517, 183		10,875

地 1	方公	类区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(1)		(2)	(3)	(4)	(5	j)
		区 分	行	番	무	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		Ď Ŋ	9 J 1	Ħ	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	5,012		19, 284, 893	253, 139	253, 139		18, 209
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	1		12, 054	170	170		1
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0							
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0							
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0							
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0							
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0							
	'	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0							
	+	負担水準0.6以上0.65未満		1								
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	1		1, 173	66	40		3
Ø	地	負担水準0.5以上0.55未満		3		3		15, 636	3, 938	2, 346		5
V	TE	負担水準0.45以上0.5未満		4								
	1/1	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0							
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0							
	fal.	負担水準0.3以上0.35未満		7								
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0							
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0							
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0							
		負担水準0.1以上0.15未満		1								
	土	負担水準0.05以上0.1未満		2								
		負担水準0.05未満	5	3	0							
	地	計		4		5, 017		19, 313, 756	257, 313			18, 218
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		5		28, 400		124, 525, 113	101, 730, 776			96, 055
総		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの		6		6, 339		14, 513, 873	358, 696, 537	251, 087, 577		12,838
11-2		担据置のもの		7		97, 145		40, 283, 078	1, 044, 789, 085			142, 153
⇒L.		以外で負担水準0.2未満を除いたもの		8		89, 434		25, 896, 579	663, 220, 259	163, 907, 725		117,671
計	負担	水準0.2未満		9		0		0	0	0		0
		計	6	0	0	221, 318		205, 218, 643	2, 168, 436, 657	865, 770, 524		368, 717

地	方公	类区]体:	_	k	表都	昏号
4	4	2	0	1	1	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

			—				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行	番	异	納税義務者数	地	積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
				9	р.,		12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上		1		2, 392		2, 500, 856	23, 267, 862	7, 755, 954	4, 934
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		379		250, 358	5, 604, 339	1, 799, 453	462
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		3		376		275, 956	6, 590, 908	1, 973, 601	478
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4		337		263,775	7, 261, 905	1, 972, 875	429
			負担水準0.6以上0.7未満		5		219		144, 768	4, 739, 411	1, 138, 888	266
	田		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0	174		108, 550	4, 250, 853	865, 691	222
般	Щ		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0	87		54, 884	2, 697, 478	450, 694	119
/IX		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0	29		9, 705	368, 446	48, 095	32
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0	12		8, 252	293, 935	25, 715	12
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0	11		7, 723	69, 945	3, 509	12
市			負担水準0.1未満	1	1	0	40		39, 498	751, 363	8, 930	70
			計	1	2	0	4, 056		3, 664, 325	55, 896, 445	16, 043, 405	7, 036
		本則	負担水準1.0以上	1	3	0	2, 363		1, 604, 489	8, 261, 438	2, 753, 813	4, 360
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0	436		186, 881	2, 263, 370	722, 064	503
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0	560		242, 912	3, 445, 020	1, 026, 165	635
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0	606		269, 856	4, 347, 314	1, 174, 912	716
			負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0	628		288, 886	5, 104, 244	1, 213, 773	776
化	.l/m		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0	671		314, 259	6, 420, 810	1, 279, 943	836
16	畑		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0	936		490, 331	11, 587, 312	1, 907, 495	1, 257
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0	1,073		631, 023	17, 885, 707	2, 304, 273	1, 532
			負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0	504		269, 884	7, 771, 899	735, 056	632
区			負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0	92		53, 912	1, 844, 197	115, 831	122
			負担水準0.1未満	2	3	0	24		12, 769	612, 781	18, 586	32
			計	2	4	0	7, 893		4, 365, 202	69, 544, 092	13, 251, 911	11, 401
		本則	負担水準1.0以上	2	5	0	4, 755		4, 105, 345	31, 529, 300	10, 509, 767	9, 294
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	815		437, 239	7, 867, 709	2, 521, 517	965
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0	936		518, 868	10, 035, 928	2, 999, 766	1, 113
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0	943		533, 631	11, 609, 219	3, 147, 787	1, 145
			負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0	847		433, 654	9, 843, 655	2, 352, 661	1, 042
農	⊐ 1		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0	845		422, 809	10, 671, 663	2, 145, 634	1, 058
1	計		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0	1, 023		545, 215	14, 284, 790	2, 358, 189	1, 376
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0	1, 102		640, 728	18, 254, 153	2, 352, 368	1, 564
地			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0	516		278, 136	8, 065, 834	760, 771	644
20			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0	103		61, 635	1, 914, 142	119, 340	134
			負担水準0.1未満		5		64		52, 267	1, 364, 144	27, 516	102
			計		6		11, 949		8, 029, 527	125, 440, 537	29, 295, 316	18, 437

地	方公	共区	団体:	コー	ド	表都	昏号
4	4	2	0	1	1	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			→		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		·		d 11 曲 ひ	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (壬円)	69 (筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	3 7 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3 8 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3 9 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4 0 0					
			負担水準0.6以上0.7未満	4 1 0					
	田		負担水準0.5以上0.6未満	4 2 0					
介	Щ		負担水準0.4以上0.5未満	4 3 0					
Л		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4 4 0					
			負担水準0.2以上0.3未満	4 5 0					
			負担水準0.1以上0.2未満	4 6 0					
			負担水準0.1未満	4 7 0					
			計	4 8 0	0	0	0	0	0
		本則	負担水準1.0以上	4 9 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5 0 0					
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5 1 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5 2 0					
			負担水準0.6以上0.7未満	5 3 0					
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5 4 0					
	ЖП		負担水準0.4以上0.5未満	5 5 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5 6 0					
			負担水準0.2以上0.3未満	5 7 0					
農			負担水準0.1以上0.2未満	5 8 0					
			負担水準0.1未満	5 9 0					
			計	6 0 0	0	0	0	0	0
		本則	負担水準1.0以上	6 1 0	0	0	0	0	0
	I	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6 2 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6 4 0	0	0	0	0	0
地			負担水準0.6以上0.7未満	6 5 0	0	0	0	0	0
끄	計		負担水準0.5以上0.6未満	6 6 0	0	0	0	0	0
	ΡI		負担水準0.4以上0.5未満	6 7 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6 8 0	0	0	ů	-	0
			負担水準0.2以上0.3未満	6 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.2未満	7 0 0	0		-		ů
			負担水準0.1未満	7 1 0	0	0	0	0	0
			計	7 2 0	0	0	0	0	0



第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		X	分	行	番号	1 1	納税義務者数	地	也積	決定価格	課税標準額	筆	数
		•		9		12	(人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則		7	3 (0	8, 062		27, 747, 064	2, 585, 311	2, 585, 311		43, 011
		負担調整率1.025			4 (
	H	負担調整率1.05		7	5 (0							
_	ПШ	負担調整率1.075		7	6 (0							
		負担調整率1.10		7	7 (0	5		10, 501	1, 682	716		5
		計		7	8 (0	8, 067		27, 757, 565	2, 586, 993	2, 586, 027		43, 016
411		本則		7	9 (0	8, 523		18, 356, 868	569, 330	569, 330		38, 103
般		負担調整率1.025		8	0 (0							
	.lam	負担調整率1.05		8									
	畑	負担調整率1.075		8	2 (0							
農		負担調整率1.10		8	3 (0							
辰		計		8	4 (0	8, 523		18, 356, 868	569, 330	569, 330		38, 103
		本則		8	5 (0	16, 585		46, 103, 932	3, 154, 641	3, 154, 641		81, 114
		負担調整率1.025		8	6 (0	0		0	0	0		C
地	⇒ı	負担調整率1.05			7 (0		0	0	0		0
"	計	負担調整率1.075		8	8 (0	0		0	0	0		0
		負担調整率1.10		8	9 (0	5		10, 501	1,682	716		5
		計		9	0 (0	16, 590		46, 114, 433	3, 156, 323	3, 155, 357		81, 119



第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	大分県
市町村	名	大分市

		——		(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆	数
		27	9	12 (人)	24 (m ²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	0 1 0	10, 454	30, 247, 920	25, 853, 173	10, 341, 265		47, 945
		負担調整率1.025	0 2 0	379	250, 358	5, 604, 339	1, 799, 453		462
	⊞	負担調整率1.05	0 3 0	376	275, 956	6, 590, 908	1, 973, 601		478
	Ш	負担調整率1.075	0 4 0	337	263, 775	7, 261, 905	1, 972, 875		429
		負担調整率1.10	0 5 0	577	383, 881	13, 173, 113	2, 542, 238		738
合		計	0 6 0	12, 123	31, 421, 890	58, 483, 438	18, 629, 432		50, 052
		本則	0 7 0	10, 886	19, 961, 357	8, 830, 768	3, 323, 143		42, 463
		負担調整率1.025	0 8 0	436	186, 881	2, 263, 370	722, 064		503
	ıkm	負担調整率1.05	0 9 0	560	242, 912	3, 445, 020	1, 026, 165		635
	ДЩ	負担調整率1.075	1 0 0	606	269, 856	4, 347, 314	1, 174, 912		716
		負担調整率1.10	1 1 0	3, 928	2, 061, 064	51, 226, 950	7, 574, 957		5, 187
⇒ 1		計·	1 2 0	16, 416	22, 722, 070	70, 113, 422	13, 821, 241		49, 504
計		本則	1 3 0	21, 340	50, 209, 277	34, 683, 941	13, 664, 408		90, 408
		負担調整率1.025	1 4 0	815	437, 239	7, 867, 709	2, 521, 517		965
	計	負担調整率1.05	1 5 0	936	518, 868	10, 035, 928	2, 999, 766	•	1, 113
	рΙ	負担調整率1.075	1 6 0	943	533, 631	11, 609, 219	3, 147, 787	•	1, 145
		負担調整率1.10	1 7 0	4, 505	2, 444, 945	64, 400, 063	10, 117, 195		5, 925
		計	1 8 0	28, 539	54, 143, 960	128, 596, 860	32, 450, 673		99, 556

地	方公	大人]体:	コー	k	表者 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

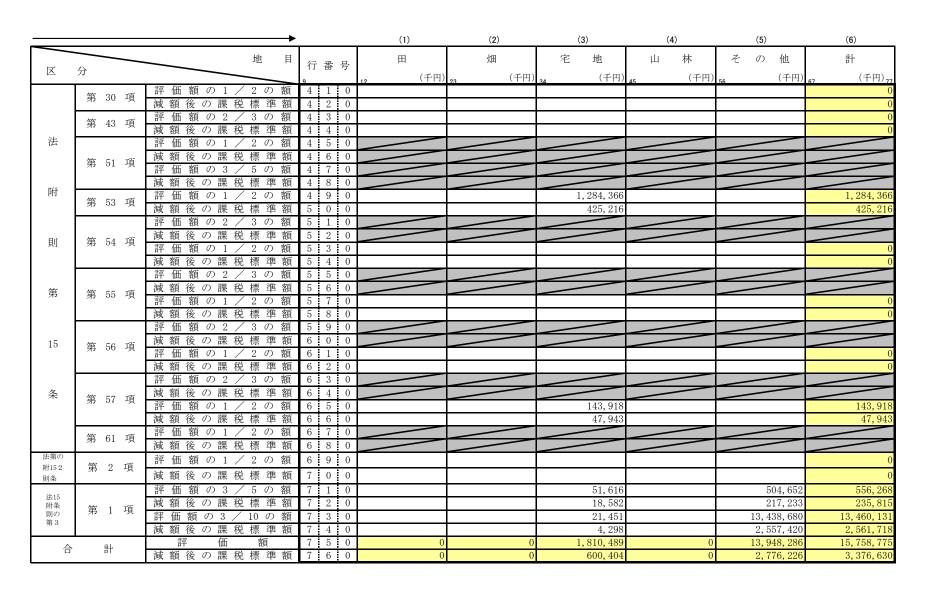
都	道系	牙 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		地 目	A= 15. D	田	畑	宅 地	山林	その他	計
区	分		行番号	12 (千円)	23 (千円)		45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77
		評価額の1/2の額	0 1 0	19	23 (113/	309, 138	45	4,954	314, 092
	第 9 項	減額後の課税標準額	0 2 0			104, 365		1,573	105, 938
	第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0						0
法	77 11 X	減額後の課税標準額	0 4 0						0
伍	第 20 項	評価額の1/4の額減額後の課税標準額	0 5 0 0 6 0						0
		評価額の1/3の額	0 7 0						0
	第 23 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0
第	(新法分)	評価額の1/6の額	0 9 0						0
		減額後の課税標準額	1 0 0						0
	-	評価額の1/3の額	1 1 0						0
349	第 23 項	減額後の課税標準額	1 2 0						0
	(旧法分)	評価額の1/6の額減額後の課税標準額	1 3 0 1 4 0						0
	第 23 項	評価額の1/6の額	1 5 0						0
条	(旧法分)	減額後の課税標準額	1 6 0						0
未	第 24 項	評価額の1/2の額	1 7 0						0
		減額後の課税標準額	1 8 0						0
	第 27 項	評価額の1/2の額	1 9 0						0
の	(新法分) 第 27 項	減額後の課税標準額評価額の1/6の額	2 0 0 2 1 0						0
	(旧法分)	減額後の課税標準額	2 2 0						0
	第 29 項	評価額の1/2の額	2 3 0						0
3	弗 29 · 垻	減額後の課税標準額	2 4 0						0
	第 32 項	評価額の1/3の額	2 5 0						0
		減額後の課税標準額	2 6 0						0
	第 33 項	評価額の1/2の額減額後の課税標準額	2 7 0 2 8 0						0
		評価額の1/2の額	2 9 0						0
3/4-	第 13 項	減額後の課税標準額	3 0 0						0
法	第 13 項	評価額の3/5の額	3 1 0						0
附		減額後の課税標準額	3 2 0						0
則	第 15 項 (旧法分)	評価額の1/2の額減額後の課税標準額	3 3 0						0
	(旧伝ガ)	減額後の課税標準額 評価額の1/5の額	3 4 0 3 5 0						0
第	第 15 項	減額後の課税標準額	3 6 0						0
15	(旧法分)	評価額の1/2の額	3 7 0						0
条		減額後の課税標準額	3 8 0		_				0
>I\	第 15 項	評価額の1/2の額	3 9 0						0
	(旧法分)	減額後の課税標準額	4 0 0						0

地	方公	、共 🛚]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

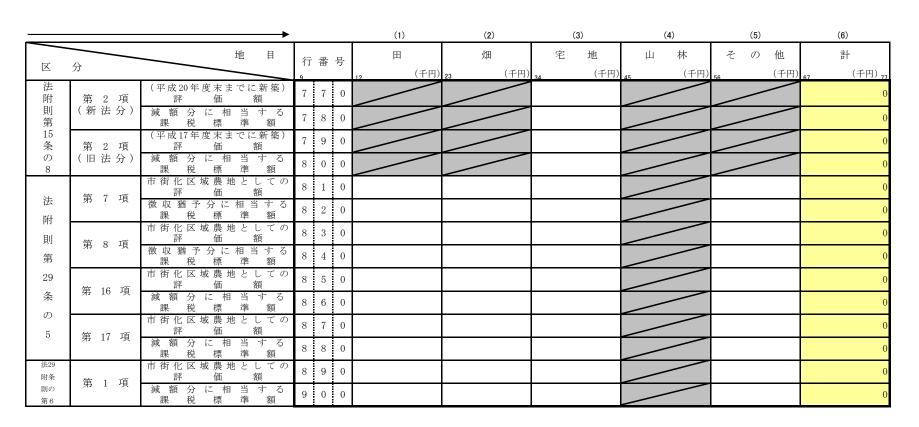
都道府	序 県 名	大分県
市町	村 名	大分市



地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	1	7				

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府	序 県 名	大分県
市町	村 名	大分市



地	方公	洪区]体:	1 —	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

					→	(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
						均		責				決	定価	格	単位当 #	こり価格
	区	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 (円/m²)56
	介	在 田	0	1	0	179, 655	136	179, 519	0	1	1	1, 159, 345	568	1, 158, 777	6, 453	39, 644
	介	在 畑	0	2	0	246, 241	957	245, 284	0	2	1	3, 757, 545	1,728	3, 755, 817	15, 260	61, 505
宅	地	介 在 山 林	0	3	0	2, 933, 609	240, 983	2, 692, 626	0	3	1	655, 180	57, 299	597, 881	223	392
農	地等	章 介 在 山 林	0	4	0		0		0	4	1		0		0	
		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	5	0		0		0	5	1		0		0	
市	⊞	特 定 市 農 (平17以後参入分)	0	6	0		0		0	6	1		0		0	
街	Ш	上記以外	0	7	0	3, 677, 163	12, 838	3, 664, 325	0	7	1	56, 064, 663	168, 218	55, 896, 445	15, 247	75, 240
		小 計	0	8	0	3, 677, 163	12, 838	3, 664, 325	0	8	1	56, 064, 663	168, 218	55, 896, 445	15, 247	75, 240
化		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	9	0		0		0	9	1		0		0	
区	畑	特 定 市 農 (平17以後参入分)	1	0	0		0		1	0	1		0		0	
	ДЩ	上記以外	1	1	0	4, 385, 241	20, 039	4, 365, 202	1	1	1	69, 674, 043	129, 951	69, 544, 092	15, 888	80, 979
域		小 計		•	0	4, 385, 241	20, 039	4, 365, 202	1	2	1	69, 674, 043	129, 951	69, 544, 092	15, 888	80, 979
##		特 定 市 農 (平16以前参入分)	1	3	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	
農	計	特 定 市 農 (平17以後参入分)			0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	
地	口口	上記以外	1	5	0	8, 062, 404	32, 877	8, 029, 527	1	5	1	125, 738, 706	298, 169	125, 440, 537	15, 596	80, 979
		計	1	6	0	8, 062, 404	32, 877	8, 029, 527	1	6	1	125, 738, 706	298, 169	125, 440, 537	15, 596	80, 979

地	方公	洪区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_					-	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
						課	总 標 🧵	準 額	当	等 类	数
	区	分	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの
			9			12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (筆)	54 (筆)	63 (筆) ₇₁
	介	在 田	0	1	2	731, 376	391	730, 985	343	2	341
	介	在 畑	0	2	2	2, 349, 501	1, 199	2, 348, 302	926	9	917
宅	地	介 在 山 林	0	3	2	395, 961	34, 250	361, 711	6, 102	853	5, 249
農	地 等	6 介在山林	0	4	2		0			0	
		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	5	2		0			0	
市	Ħ	特 定 市 農 (平17以後参入分)	0	6	2		0			0	
街	Ш	上記以外	0	7	2	16, 053, 353	9, 948	16, 043, 405	7, 137	101	7, 036
[2]		小 計	0	8	2	16, 053, 353	9, 948	16, 043, 405	7, 137	101	7, 036
化		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	9	2		0			0	
区	畑	特 定 市 農 (平17以後参入分)	1	0	2		0			0	
	ΛЩ	上記以外	1	1	2	13, 282, 752	30, 841	13, 251, 911	11, 686	285	11, 401
域		小 計	1	2	2	13, 282, 752	30, 841	13, 251, 911	11, 686	285	11, 401
,+++		特 定 市 農 (平16以前参入分)	1	3	2	0	0	0	0	0	0
農	計	特 定 市 農 (平17以後参入分)	1	4	2	0	0	0	0	0	0
地	日日	上記以外	1	5	2	29, 336, 105	40, 789	29, 295, 316	18, 823	386	18, 437
		計	1	6	2	29, 336, 105	40, 789	29, 295, 316	18, 823	386	18, 437

地1	方公	洪区]体:	1 —	ド	表都 7	≨号 8
4	4	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

						(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
						納	税	義	務	者	数
				TF	п	各	区 分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点表	+満のものを含む。)
	区	分	行	番	亏	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	田 • 畑 別	適用区分別	全 体
			9			12 (人)	21 (人) 30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
:	介	在 田	0	1	3	16	0	157			
:	介	在 畑	0	2	3	64	1	631			
宅	地	介 在 山 林	0	3	3	2,74	635	2, 110			
農	地 等	6 介在山林	0	4	3		()			
		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	5	3		()			
市	Е	特 定 市 農 (平17以後参入分)	0	6	3		()			
街	田	上記以外	0	7	3	3, 33	6 93	3, 245			
	•		0	8	3				3, 336		
化		特 定 市 農 (平16以前参入分)	0	9	3		()			
区	畑	特 定 市 農 (平17以後参入分)	1	0	3		()			
	ДЩ	上記以外	1	1	3	5, 62	9 258	5, 371			
域			1	2	3				5, 629		
		特 定 市 農 (平16以前参入分)	1	3	3						
農	∌ 1.	特 定 市 農 (平17以後参入分)	1	4	3						
地	計	上記以外	1	5	3					7, 520	
			1	6	3						7, 520

地 1	方公	:共区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

 都 道 府 県 名
 大分県

 市 町 村 名
 大分市

_					→	(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行。	番	号	評価総地積	決 定 6 総 額	法定免税点未満のもの	千円) 法定免税点 以上のもの (二)	行。	番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	円) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	(千円)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 ^(リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ズ)
評		- 般 田	0	1	0	30, 142, 502	2, 785, 373	198, 380	2, 586, 993	0	1	1		966		199, 346	92, 396	92
点		- 般 畑	0	2	0	21, 486, 763	657, 781	88, 451	569, 330	0	2	1				88, 451	30, 596	31
式評		宅 地 !A・Bを除く)	0	3	0	64, 625, 662	1, 995, 684, 503	3, 382, 491	1, 992, 302, 012	0	3	1	906, 370, 252	328, 841, 107		1, 238, 593, 850	30, 827	30, 881
価		般山林	0	4	0	113, 691, 830	2, 208, 030	214, 502	1, 993, 528	0	4	1		1		214, 503	19, 435	19
法		小 計	0	5	0	229, 946, 757	2, 001, 335, 687	3, 883, 824	1, 997, 451, 863	0	5	1	906, 370, 252	328, 842, 074		1, 239, 096, 150		8, 703
	用地 費)	A(農業用施設 ・農地+造成	0	6	0	144, 530	373, 258	334	372, 924	0	6	1		115, 877		116, 211		2, 583
そ	宅地] 区内(B (生産緑地地 の宅地・農地等 成費)	0	7	0			0		0	7	1				0		0
の	一般「	市街化区域農地	0	8	0	8, 062, 404	125, 738, 706	298, 169	125, 440, 537	0	8	1	83, 627, 024	12, 518, 197		96, 443, 390		15, 596
他	내내	記以外の目の計	0	9	0	42, 917, 260	174, 120, 152	351, 959	173, 768, 193	0	9	1		67, 338, 896		67, 690, 855		4, 057
		小 計	1	0	0	51, 124, 194	300, 232, 116	650, 462	299, 581, 654	1	0	1	83, 627, 024	79, 972, 970	0	164, 250, 456		5, 873
	合		1	1	0	281, 070, 951	2, 301, 567, 803	4, 534, 286	2, 297, 033, 517	1	1	1	989, 997, 276	408, 815, 044	0	1, 403, 346, 606		8, 189

- (注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	4	2	0	1	1	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調

_						>	<u> </u>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		×	<u> </u>		分		行 9	千番	: 号	. Į	課税標準額が 法定免税点(30万 円) ** ** の ** の (マ)	30万円以上32万円	課税標準額が 32万円以上34万円 未満のもの(ウ) 34	課税標準額が 34万円以上36万円 未満のもの(ェ) 45	36 万円以上38 万円	課税標準額が 38万円以上40万円 未満のもの(カ) 67 77
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	0)	16, 916	409	471	477	454	450
決	Ţ	定	価	Ì	格	(千円)	0	2	0)	4, 534, 286	542, 857	675, 169	790, 112	812, 859	834, 700
課	税	標	票	準	額	(千円)	0	3	0)	1, 362, 065	126, 709	155, 613	167, 110	168, 202	175, 582
総		坩	也		積	(m^2)	0	4	0)	21, 708, 348	983, 514	1, 252, 305	955, 225	1, 104, 881	974, 630
											(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
		Þ	<u>C</u>		分		行	千番	: 号	. -	30 万円以上40	課税標準額が 40万円以上42万円 未満のもの(キ)	42万円以上44万円	課税標準額が 44万円以上46万円 未満のもの(ケ)	課税標準額が 46万円以上48万円 未満のもの(コ)	課税標準額が 48万円以上50万円 未満のもの(サ)
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	1	Ī	2, 261	536	525	564	574	636
決	Ţ	定	価	i	格	(千円)	0	2	1		3, 655, 697	1, 095, 236	1, 168, 872	1, 349, 337	1, 479, 197	1, 717, 261
課	税	標	票	準	額	(千円)	0	3	1		793, 216	219, 845	225, 691	253, 600	269, 698	311, 800
総		爿	Ł		積	(m^2)	0	4	1		5, 270, 555	1, 043, 300	1, 053, 968	877, 004	870, 815	1, 144, 728
											(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
		Z	ζ		分		行 9	番	: 号	. -	40 万円以上50	課税標準額が 50万円以上55万円 未満のもの(シ)	55万円以上60万円	課税標準額が 60万円以上65万円 未満のもの(t)	課税標準額が 65万円以上70万円 未満のもの(ソ) 56	70万円以上75万円
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	2	2	2, 835	1, 543	1,738	2,000	2, 567	2, 526
決	Ţ	É	価	i	格	(千円)	0	2	2	2	6, 809, 903	4, 733, 392	6, 134, 108	7, 897, 958	11, 479, 847	11, 947, 303
課	税	標	票	準	額	(千円)	0	3	2	2	1, 280, 634	811, 148	1, 000, 666	1, 251, 121	1, 735, 248	1, 829, 744
総		爿	也		積	(m^2)	0	4	2	2	4, 989, 815	2, 668, 630	2, 645, 901	2, 529, 970	2, 455, 785	2, 954, 615

地	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	§号 8
4	4	2	0	1	1	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)

都	道系	于県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

_					>	•				(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
		区		分		行 9	番	号	万) 万円以上75	75 万 円 以 上 80	課税標準額が 80万円以上85 万円未満のもの(ツ)	課税標準額が 85万円以上90 万円未満のもの(テ)	90 万円以上 95	95 万円以上 100
納	税	轰 務	者	数	(人)	0	1	3		10, 374	2, 496	2,868	3, 532	3, 432	3, 340
決	定	í	価	格	(千円)	0	2	3		42, 192, 608	12, 718, 060	15, 657, 545	20, 545, 053	20, 759, 202	21, 073, 945
課	税	標	準	額	(千円)	0	3	3		6, 627, 927	1, 935, 706	2, 369, 469	3, 092, 582	3, 175, 400	3, 253, 909
総		地		積	(m^2)	0	4	3		13, 254, 901	2, 348, 958	2, 799, 921	2, 887, 369	3, 044, 654	3, 335, 843
										(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
		区		分		行 9	番	号	万	. 計 5万円以上100	課税標準額が 100万円以上300	課税標準額が 300万円以上500	121 2	課税標準額が 1,000万円以上3,000	課税標準額が 3,000万円以上5,000
納	税	轰 務	者	数	(人)	0	1	4		15, 668	45, 974	8, 954	8, 768	7, 649	1,654
決	定	· 1	価	格	(千円)	0	2	4		90, 753, 805	424, 581, 494	142, 937, 962	210, 750, 322	359, 377, 637	146, 325, 876
課	税	標	準	額	(千円)	0	3	4		13, 827, 066	74, 971, 862	34, 564, 031	61, 584, 992	128, 946, 950	63, 794, 213
総		地		積	(m^2)	0	4	4		14, 416, 745	82, 948, 600	29, 065, 808	26, 160, 186	26, 347, 882	7, 538, 375
										(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)
		区		分		行 9	番	号	万	00万円以上5,000	5,000 万円以上1億	課税標準額が 1億円以上3億円 未満のもの(7)	課税標準額が 3億円以上5億円 未満のもの(へ)	課税標準額が5億円以上のもの(**)	合 計 77
納	税	笺 務	者	数	(人)	0	1	5		72, 999	1, 234	592	105	108	123, 092
決	定	· 1	洒	格	(千円)	0	2	5		1, 283, 973, 291	173, 758, 859	171, 424, 442	66, 069, 507	458, 395, 405	2, 301, 567, 803
課	税	標	準	額	(千円)	0	3	5		363, 862, 048	84, 741, 909	95, 140, 202	40, 465, 519	291, 482, 676	899, 583, 262
総		地		積	(m^2)	0	4	5		172, 060, 851	7, 147, 673	7, 143, 876	6, 322, 573	28, 755, 614	281, 070, 951

平成20年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県	: 名	大分県
市町村	名	大分市

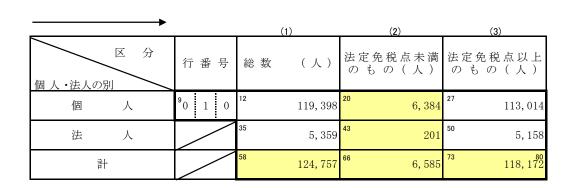
地方公共団体コー	k	14	4	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号	号		⁷ 0	0	0	0	011
市町村判別コード	特特市	定市 定市 町村	i・・ i以タ ·・・	・ トの ・		• 1 • 2	12/
団 体 区 分 二	1	_	k	13/			216

(注)自動的に付与される。

地	表番号						
14	4	2	0	1	1	⁷ 2	18

第21表 納税義務者数に関する調

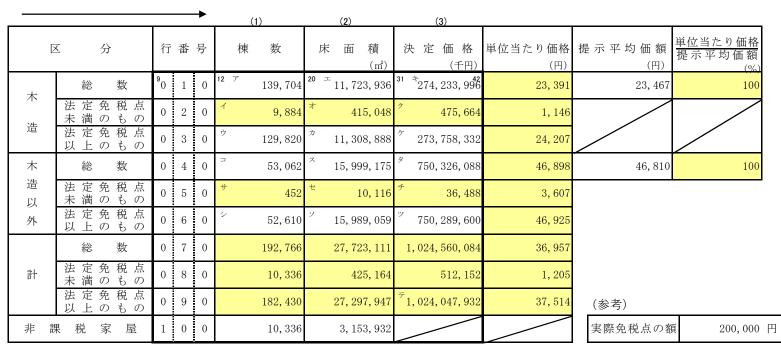
都道府県名	大分県
市町村名	大分市



地	地方公共団体コード						
14	4	2	0	1	1	⁷ 2	2 ⁸

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市



地	表番号						
4	4	2	0	1	1	72	3 8

第23表 所有者区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 大分県

 市 町 村 名
 大分市

			-								
			→	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	
				個人			ナ る :	家屋	法人が所る		
	조 分	行 番	号	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積	
木	総数	⁹ 0 1	0	136, 137	²⁰ 11, 370, 605	³⁰ 266, 646, 030	⁴² 266, 642, 566	23, 450	⁵⁴ 3, 567	⁶² 353, 33 ⁷ 1	
造	法定免税点未満のもの	0 2	0	9, 721	409, 589	468, 336	468, 336	1, 143	163	5, 459	
, L	法定免税点以上のもの	0 3	0	126, 416	10, 961, 016	266, 177, 694	266, 174, 230	24, 284	3, 404	347, 872	
木	総数	0 4	. 0	37, 575	6, 979, 529	320, 817, 566	320, 817, 566	45, 966	15, 487	9, 019, 646	
造以	法定免税点未満のもの	0 5	0	405	9, 203	32, 393	32, 393	3, 520	47	913	
外	法定免税点以上のもの	0 6	0	37, 170	6, 970, 326	320, 785, 173	320, 785, 173	46, 022	15, 440	9, 018, 733	
	総数	0 7	0	173, 712	18, 350, 134	587, 463, 596	587, 460, 132	32, 014	19, 054	9, 372, 977	
計	法定免税点未満のもの	0 8	0	10, 126	418, 792	500, 729	500, 729	1, 196	210	6, 372	
	法定免税点以上のもの	0 9	0	163, 586	17, 931, 342	586, 962, 867	586, 959, 403	32, 734	18, 844	9, 366, 605	
			→	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
				法人が	所 有 す	る 家 屋		合		計	
	三 分	行 番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	⁹ 0 1	1	7, 587, 966	²⁴ 7, 584, 138	21, 476	³⁶ 139, 704	⁴⁴ 11, 723, 936	⁵⁴ 274, 233, 996	⁶⁶ 274, 226, 78 ⁷ 4	23, 391
	法定免税点未満のもの	0 2	1	7, 328	7, 328	1, 342	9, 884	415, 048	475, 664	475, 664	1, 146
造	法定免税点以上のもの	0 3	1	7, 580, 638	7, 576, 810	21, 791	129, 820	11, 308, 888	273, 758, 332	273, 751, 040	24, 207
木	総数	0 4	1	429, 508, 522	426, 513, 241	47, 619	53, 062	15, 999, 175	750, 326, 088	747, 330, 807	46, 898
造以	法定免税点法満のもの	0 5	1	4, 095	4, 095	4, 485	452	10, 116	36, 488	36, 488	3, 607
外	法定免税点以上のもの	0 6	1	429, 504, 427	426, 509, 146	47, 624	52, 610	15, 989, 059	750, 289, 600	747, 294, 319	46, 925
_	総数	0 7	1	437, 096, 488	434, 097, 379	46, 634	192, 766	27, 723, 111	1, 024, 560, 084	1, 021, 557, 511	36, 957
計	法定免税点未満のもの	0 8	1	11, 423	11, 423	1, 793	10, 336	425, 164	512, 152	512, 152	1, 205
	法定免税点		_								

地	地方公共団体コード							
14	4	2	0	1	1	72	48	

第24表 木造家屋に関する調(その1)

 都道府県名
 大分県

 市町村名
 大分市

	——				(1)	(2)	(3)
	✓ 区 分				乜	東	数
家屋	産の種類	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専	用住宅	90	1	0	103, 138	22 2, 147	100, 991
共同	引住宅・寄宿舎	0	2	0	1, 392	3	1, 389
併	住宅部分1	0	3	0	3, 521	171	3, 350
用住	その他の用の部分2	0	4	0	3, 521	171	3, 350
宅	計 (棟数については 1 の数値を記入)	0	5	0	3, 521	171	3, 350
農	家 住 宅	0	6	0	4, 968	1, 794	3, 174
旅館	・料亭・ホテル	0	7	0	67	0	67
事 務	所・銀行・店舗	0	8	0	2, 522	78	2, 444
劇	場 ・ 病 院	0	9	0	69	0	69
公	衆浴場	1	0	0	18	1	17
工	場・倉庫	1	1	0	3, 024	331	2, 693
	土 蔵	1	2	0	461	202	259
	附 属 家	1	3	0	20, 524	5, 157	15, 367
	슴 計	1	4	0	7 139, 704	9,884	[†] 129, 820

地	方公	表番 号					
14	4	2	団体コード 0 1 1		1	2	48

第24表 木造家屋に関する調(その2)

 都道府県名
 大分県

 市町村名
 大分市

				•	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家』	区分	行	番	号	総 (m) (1)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	() () () ()	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(<u>〈</u>)
専	耳 用 住 宅	90	1	1	¹² ^a 9, 605, 861	²³ 103, 581	³⁴ 9, 502, 280			⁶⁷ 251, 299, 797			26, 446
共「	司住宅・寄宿舎	0	2	1	b 270, 022	210	269, 812	5, 922, 057	208	5, 921, 849	21, 932	990	21, 948
併	住宅部分1	0	3	1	340, 945	9, 876	331, 069	5, 221, 192	15, 324	5, 205, 868	15, 314	1, 552	15, 724
用住	その他の用の部分2	0	4	1	36, 250	413	35, 837	969, 461	640	968, 821	26, 744	1,550	27, 034
宅	(1 + 2) 計	0	5	1	c 377, 195	10, 289	366, 906	6, 190, 653	15, 964	6, 174, 689	16, 412	1, 552	16, 829
農	豪 住 宅	0	6	1	d 449, 237	134, 562	314, 675	1, 206, 959	123, 946	1, 083, 013	2, 687	921	3, 442
旅館	き・料亭・ホテル	0	7	1	e 10, 911	0	10, 911	151, 903	0	151, 903	13, 922	0	13, 922
事務	§ 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	0	8	1	f 194, 434	3, 045	191, 389	4, 567, 198	5, 615	4, 561, 583	23, 490	1,844	23, 834
劇	場・病院	0	9	1	g 12, 402	0	12, 402	422, 162	0	422, 162	34, 040	0	34, 040
<i>拉</i>	宋 浴 場	1	0	1	h 1, 346	5	1, 341	19, 915	4	19, 911	14, 796	800	14, 848
エ	場・倉庫	1	1	1	i 173, 460	12, 823	160, 637	1, 329, 554	18, 080	1, 311, 474	7, 665	1,410	8, 164
	土 蔵	1	2	1	j 16, 544	6, 828	9, 716	14, 184	5, 296	8, 888	857	776	915
	附 属 家	1	3	1	k 612, 524	143, 705	468, 819	2, 936, 095	133, 025	2, 803, 070	4, 793	926	5, 979
	合 計	1	4	1	¹ 11, 723, 936	[*] 415, 048	[†] 11, 308, 888	[‡] 274, 233, 996	475, 664	⁵ 273, 758, 332	23, 391	1, 146	24, 207

地	方公	:共区	団体	番			
14	4	2	0	1	1	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					t t			数	` ,
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	13	1, ш .		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 11	9 19	26 0	33 0	119	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1, 45	4	1	0	1, 453	
鉄 骨 造	0	3	0	4, 34	9	0	0	4, 349	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1, 43	3	19	0	1, 414	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	14	5	3	0	142	
その他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	7, 50	0	23	0	7, 477	0

		-	>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
塔 货 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	¹² \nearrow 542, 197	22	³⁴ 542, 197	45	50	67 45, 573, 844			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	ح 898, 222	63	898, 159	50, 593, 441	124	50, 593, 317	56, 326	1, 968	56, 330
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 1, 905, 867	0	1, 905, 867	108, 905, 597	0	108, 905, 597	57, 142	0	57, 142
軽 量 鉄 骨 造		4	1	[±] 148, 353	420	147, 933	3, 775, 038	1,805	3, 773, 233	25, 446	4, 298	25, 506
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^才 10, 311	53	10, 258	206, 514	323	206, 191	20, 029	6, 094	20, 101
そ の 他	0	6	1	カ	0			0		0	0	0
11th L	0	7	1	3, 504, 950	536	3, 504, 414	209, 054, 434	2, 252	209, 052, 182	59, 645	4, 201	59, 654

地	方公	:共区	表番 号				
14	4	2	0	1	1	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	, ,
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	1,1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	371	19	26 0	33 0	⁴⁰ 371	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	6, 046		1	0	6, 045	
鉄 骨 造	0	3	0	2, 337		1	0	2, 336	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	17, 137		16	0	17, 121	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 367		19	0	1, 348	
そ の 他	0	6	0	1		0	0	1	
計	0	7	0	27, 259	0	37	0	27, 222	0

			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>-)</u> (-)	(<u></u> (<u></u>)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(手円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	^{12 ÷} 948, 414	23 0	³⁴ 948, 414	⁴⁵ 66, 097, 315	56 0	66, 097, 31 ⁷²	69, 692	0	69, 692
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 3, 417, 684	8	3, 417, 676	177, 707, 726	27	177, 707, 699	51, 997	3, 375	51, 997
鉄 骨 造	0	3	1	⁵ 484, 170	10	484, 160	21, 743, 388	72	21, 743, 316	44, 909	7, 200	44, 909
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	2, 251, 462	304	2, 251, 158	79, 566, 186	1,872	79, 564, 314	35, 340	6, 158	35, 344
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	[#] 80, 476	760	79, 716	1, 304, 757	2, 279	1, 302, 478	16, 213	2, 999	16, 339
その他	0	6	1	^خ 26	0	26	841	0	841	32, 346	0	32, 346
計	0	7	1	7, 182, 232	1, 082	7, 181, 150	346, 420, 213	4, 250	346, 415, 963	48, 233	3, 928	48, 240

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番
14	4	2	0	1	1	⁷ 2	2

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

		→	•	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)
区分				総	数		: 完 名 珆 占	未満のもの	法定免税点	PI F D & D
構造別	行			棟数	玄 主たる用途 以外の棟数		棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 25	19	26	0	33 0	40 25	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	480			0	0	480	
鉄 骨 造	0	3	0	320			0	0	320	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	16			0	0	16	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	17			0	0	17	
その他	0	6	0				0	0		
計	0	7	0	858	0		0	0	858	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額		法定免税点 以上のもの	(<u>=</u>) (<u>1</u>)	(口)	(\sigma) (\sigma)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	114, 291	0	³⁴ 114, 291	⁴⁵ 10, 548, 041	56 0	10, 548, 041	92, 291	0	92, 291
鉄筋コンクリート造	0	2	1	479, 154	0	479, 154	37, 453, 077	0	37, 453, 077	78, 165	0	78, 165
鉄 骨 造	0	3	1	194, 130	0	194, 130	15, 270, 750	0	15, 270, 750	78, 662	0	78, 662
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	g 2, 945	0	2, 945	76, 685	0	76, 685	26, 039	0	26, 039
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	£ 2,003	0	2,003	87, 431	0	87, 431	43, 650	0	43, 650
その他	0	6	1	<u> </u>	0			0		0	0	0
計	0	7	1	792, 523	0	792, 523	63, 435, 984	0	63, 435, 984	80, 043	0	80, 043

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番
4	4	2	0	1	1	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

		→	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	番	문	総	数数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	ш	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	¹² 52	19	26 0	33 0	40 52	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1,801		5	0	1, 796	
鉄 骨 造	0	3	0	6, 295		2	0	6, 293	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	2, 793		93	0	2,700	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 224		119	0	3, 105	
その他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	14, 165	0	219	0	13, 946	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	未満のもの	以上のもの	(~1)	(大) (ロ)	(^) (/)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	(m²) (1) 12 = 50,449	(m²) (口) 23	(m²) (^) 34 50,449	(千円) (二) 45 1,503,608	(千円)(ホ) 56 0	(千円) (へ) 67 1,503,608	(円) (ト) 29, 805	(円) (チ)0	(円) (リ) 29, 805
鉄筋コンクリート造	0	2	1	385, 247	89	385, 158	14, 085, 444	369	14, 085, 075	36, 562	4, 146	36, 570
鉄 骨 造	0	3	1	⁺ 3, 445, 608	85	3, 445, 523	102, 894, 415	237	102, 894, 178	29, 862	2, 788	29, 863
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	= 272, 443	2, 953	269, 490	2, 217, 763	8, 594	2, 209, 169	8, 140	2, 910	8, 198
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	³ 111, 105	1, 743	109, 362	1, 219, 028	8, 346	1, 210, 682	10, 972	4, 788	11, 070
その他	0	6	1	ネ	0			0		0	0	0
11th L	0	7	1	4, 264, 852	4, 870	4, 259, 982	121, 920, 258	17, 546	121, 902, 712	28, 587	3, 603	28, 616

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番
4	4	2	1	72	8		

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

		<u> </u>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13		.,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 4	19	26 0	33 0	40 4	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	580		2	0	578	
鉄 骨 造	0	3	0	327		2	0	325	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	794		68	0	726	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 575		101	0	1, 474	
そ の 他	0	6	0			0	0		
11th I	0	7	0	3, 280	0	173	0	3, 107	0

		_	<u> </u>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	松 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(1)	(大) (ロ)	(<u>^)</u> (<u>/)</u>
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円)(二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	6,046	0	6,046	⁴⁵ 283, 763	56 0	283, 763	46, 934	0	46, 934
鉄筋コンクリート造	0	2	1	44, 708	35	44, 673	2, 470, 248	260	2, 469, 988	55, 253	7, 429	55, 290
鉄 骨 造	0	3	1	138, 451	109	138, 342	6, 125, 255	191	6, 125, 064	44, 241	1, 752	44, 275
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	31, 178	1, 878	29, 300	205, 983	5, 197	200, 786	6, 607	2, 767	6, 853
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	1	34, 235	1, 606	32, 629	409, 950	6, 792	403, 158	11, 975	4, 229	12, 356
その他	0	6	1		0			0		0	0	0
計	0	7	1	254, 618	3, 628	250, 990	9, 495, 199	12, 440	9, 482, 759	37, 292	3, 429	37, 781

地	方公	:共区	団体	コー	· ド		番
4	4	2	0	1	1	73	08

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

		→	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分				44	†			数	N D D
	行	番	号	総	数		未満のもの	法定免税点	
構造別				棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 57	19 0	26 0	33 0	571	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	10, 36	0	9	0	10, 352	0
鉄 骨 造	0	3	0	13, 62	0	5	0	13, 623	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	22, 17	0	196	0	21,977	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	6, 32	0	242	0	6, 086	0
そ の 他	0	6	0		0	0	0	1	0
計	0	7	0	53, 06	2 0	⁺ 452	0	⁵ 52, 610	0

			-	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
ſ	区分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
	構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	700 0月	未満のもの	法定免税点以上のもの	(<u>=</u>) (1)	(水) (ロ)	(A) (A)
ŀ				•	(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (下)	(円) (チ)	(円) (リ)
	鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1, 661, 397	0	³⁴ 1, 661, 397	⁴⁵ 124, 006, 571	56 0	67 124, 006, 571	74, 640	0	74, 640
	鉄筋コンクリート造	0	2	1	5, 225, 015	195	5, 224, 820	282, 309, 936	780	282, 309, 156	54, 030	4, 000	54, 032
	鉄 骨 造	0	3	1	6, 168, 226	204	6, 168, 022	254, 939, 405	500	254, 938, 905	41, 331	2, 451	41, 332
	軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	2, 706, 381	5, 555	2, 700, 826	a 85, 841, 655	17, 468	85, 824, 187	31, 718	3, 145	31, 777
	れんが造 コンクリートブロック造	0	5	1	238, 130	4, 162	233, 968	b 3, 227, 680	17, 740	3, 209, 940	13, 554	4, 262	13, 720
	その他	0	6	1	26	0	26	841	0	841	32, 346	0	32, 346
	計	0	7	1	² 15, 999, 175	10, 116	15, 989, 059	⁹ 750, 326, 088	⁷ 36, 488	^y 750, 289, 600	46, 898	3, 607	46, 925

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番号
4	4	2	0	1	1	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

-								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
			<u> </u>	分				棟	数		面 積	再建築		決定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家	人 屋 の	\ 種 ៖	人 類		行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	<u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(ハ</u>) (イ) (円)
	専	用	住	宅	90	1	0	1, 281	18 106	²⁴ ^a 164, 102	³³ 3, 864	⁴¹ 13, 107, 105	⁵¹ 294, 853	⁶⁰ 9, 858, 015	⁷⁰ 221, 729	79, 872	60, 072
	共 同	住年	と・書	子宿舎	0	2	0	26	2	^b 7, 770	537	582, 198	34, 782	437, 813	26, 156	74, 929	56, 347
新	併	用	住	宅	0	3	0	18	1	c 2, 593	90	183, 417	6, 077	137, 930	4, 570	70, 735	53, 193
	農	家	住	宅	0	4	0			d						0	0
	旅館	• 料	亭・	ホテル	0	5	0	1		e 1, 252		66, 006		49, 637		52, 720	39, 646
増	事務原	近・	銀行	・店舗	0	6	0	43	5	^f 3, 468	182	232, 583	11, 128	174, 902	8, 368	67, 065	50, 433
	劇	場	· 痄	房 院	0	7	0	4		g 693		53, 499		40, 232		77, 199	58, 055
	公	衆	浴	場	0	8	0	1		h 237		16, 230		12, 205		68, 481	51, 498
分	工	場	· 倉	庫	0	9	0	24	1	i 1, 288	42	54, 976	2, 756	41, 329	2,072	42, 683	32, 088
		土	虐		1	0	0			j						0	0
	附		属	家	1	1	0	52	3	^k 1, 443	47	76, 048	2, 779	57, 122	2, 091	52, 701	39, 586
	合		計		1	2	0	1, 450	n 118	[†] 182, 846	4, 762	14, 372, 062	352, 375	³ 10, 809, 185	⁵ 264, 986	78, 602	59, 116

ł	也	方公	:共区	団体	コー	・ド		番号
1	1	4	2	0	1	1	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

_		——				(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区 分				棟	数		床 正	積	再建築	費評点数	決定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋の	へ 種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分		総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (イ) (点)	格 <u>(ハ)</u> (円)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	ð	1	0	12	18	24	ア	33	41	51	60	70 79	0	0
	所・	鉄筋コンクリート造	0	2	0	12	2	イ	9, 045	3, 376	870, 942	353, 653	945, 485	384, 233	96, 290	104, 531
	店舗	鉄 骨 造	0	3	0	111	13	ウ	123, 161	4, 311	7, 649, 914	239, 806	8, 250, 701	258, 850	62, 113	66, 991
		軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	50	3	エ	7, 593	233	367, 865	10, 898	392, 903	11, 578	48, 448	51, 745
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1		オ	146		9, 539		10, 306		65, 336	70, 589
7/21		その他	0	6	0			カ							0	0
	銀行	計	0	7	0	174	18		139, 945	7, 920	8, 898, 260	604, 357	9, 599, 395	654, 661	63, 584	68, 594
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	5		キ	10, 754		1, 171, 968		1, 081, 206		108, 980	100, 540
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	95		ク	72, 972		7, 475, 717		6, 578, 631		102, 446	90, 153
		鉄 骨 造	1	0	0	38	4	ケ	12, 022	167	1, 037, 538	12, 590	915, 490	11, 775	86, 303	76, 151
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	447	5	П	68, 561	171	5, 270, 485	12, 521	4, 638, 195	11, 019	76, 873	67, 651
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			サ							0	0
	1	その他	1	3	0			シ							0	0
	<u>۲</u>	計	1	4	0	585	9	С	164, 309	338	14, 955, 708	25, 111	^d 13, 213, 522	22, 794	91, 022	80, 419
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス							0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	7	2	セ	10,602	1, 386	1, 126, 105	151, 761	1, 218, 897	164, 266	106, 216	114, 969
	P	鉄 骨 造	1	7	0	8	5	ソ	3, 436	854	303, 415	71, 734	326, 772	77, 021	88, 305	95, 102
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0			タ							0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ							0	0
		その他	2	0	0			ツ							0	0
	ル	計	2	1	0	15	7		14, 038	2, 240	1, 429, 520	223, 495	1, 545, 669	241, 287	101, 832	110, 106

地	地方公共団体コード								
4	4	2	0	1	1	⁷ 3	2 ⁸		

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 大分県

 市 町 村 名
 大分市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	_	─ 区 分				棟	数	床	面積	再建築	費 評 点 数	決定	価格	単位当たり	単位当たり価
家屋∉	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (点)	格 <u>(ハ)</u> (円)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	92	2	0	12	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	8		1,612		181, 182		195, 753		112, 396	121, 435
	•	鉄 骨 造	2	4	0	87	26	⁺ 141, 977	12, 545	9, 551, 462	597, 835	10, 266, 322	642, 559	67, 275	72, 310
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	48	1	⁼ 2, 480	21	75, 590	521	79, 996	548	30, 480	32, 256
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	11		³ 232		8, 542		9, 208		36, 819	39, 690
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	154	27	146, 301	12, 566	9, 816, 776	598, 356	10, 551, 279	643, 107	67, 100	72, 120
78		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0			1						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	11	1	310	13	14, 725	1, 402	15, 909	1, 515	47, 500	51, 319
		鉄 骨 造	3	1	0	10	2	7, 956	393	346, 826	30, 078	372, 661	32, 213	43, 593	46, 840
分	の	軽 量 鉄 骨 造		2		16		267		8, 724		9, 170		32, 674	34, 345
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	14		^ 95		4, 027		4, 312		42, 389	45, 389
	他	その他	3	4	0			ホ						0	0
		計	3	5	0	51	3	8, 628	406	374, 302	31, 480	402, 052	33, 728	43, 382	46, 599
		合 計	3	6	0	e 979	g 64	^y 473, 221	23, 470	35, 474, 566	1, 482, 799	¹ 35, 311, 917	¹ 1, 595, 577	74, 964	74, 620

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番号
14	4	2	0	1	1	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

		(1)	(2)	(3)	
区分	行番号	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	11 留 万	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	⁹ 0 1 0	766	19 54, 809	746, 522	13, 620
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38 21	3, 662	⁵⁴ 35, 866	9, 794
併 用 住 宅	0 3 0	12 54	4, 775	35, 099	7, 351
農家住宅		73	6, 775	⁶³ 10, 756	1, 588
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12 4	19 482	4, 425	9, 180
事務所・銀行・店舗		38	2, 898	54 52, 972	18, 279
劇 場 ・ 病 院	0 7 0	12	19	28	0
公 衆 浴 場		38	45	54 63	0
工場・倉庫	0 9 0	12 46	2, 899	13, 960	4, 815
土 蔵		38 3	154	54 63 113	734
附 属 家	1 1 0	282	7, 098	15, 652	2, 205
合 計		³⁸ 1, 285	⁴⁵ 83, 552	⁵⁴ 915, 365	10, 956

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番号
4	4	2	0	1	1	73	8

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	1」留 万	総	数	総	数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(ロ) (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	⁹ 0 1 0	12	140	19	48, 892	1, 589, 815	32, 517
住宅・アパート		38	138	45	42, 316	1, 269, 57 ⁶ 9	30, 002
病院・ホテル	0 3 0	12	13	19	11, 804	28 484, 944	41, 083
工場・倉庫・市場		38	196	45	37, 016	⁵⁴ 469, 91 ⁶³	12, 695
そ の 他	0 5 0	12	28	19	2, 101	²⁸ 85, 223	40, 563
合 計		38	515	45	142, 129	3, 899, 478	27, 436

地方公共団体コード						表番号		
4	4	2	0	1	1	73	5 ⁸	

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

	V	1 1 0 0							
		<u> </u>					41. 54. 4.		法定免税点以上のもの
		×	<u>C</u>	分			特例率	行番号	伝 足 光 恍 点 以 工 の も の (手用)
		決	定	価	格	(A)		90 1 0	
課	法	第9項(日本放送協会	숦)				1/2		23 529, 117
	第	第10項(日本原子力研	研究開発機構)				1/3	0 3 0	12
	ж ж	# 11 F (30 M + T/-)	(1.11 664)				2/3	0 0	23
税	_	第 11 項(登録有形文化	上月 寺)				1/2 1/3	0 5 0	12 14, 327
	四	第 15 項 (宇宙航空研究	 定開発機構)				2/3	0 7 0	
	九	(35-33)	as the table				1/3	<u> </u>	23
標	条	第16項(海洋研究開系	 				2/3	0 9 0	
	0	第18項(石油天然ガン	7. 众民就始次派出	松 + –			2/3		23
	_	第10項(有個人訟ガン	へ· 並属 動物 質 原 物	炎(特 <i>)</i>			4/5	1 1 0	12
進	_	第19項(水資源機構)					1/2		23
	の						3/4	1 3 0	
	規	第20項(特定地方交通					1/4		23
Ø	定	第22項(科学技術振り	<u> </u>				1/2	1 5 0	
"		第23項(農業・食品産	<u> </u>	幾構)			$\frac{1/3}{2/3}$	1 7 0	23 12
	に	第24項(関西国際空流	*************************************				1/2	1 1 0	23
44-	ょ	第26項(信用協同組合					3/5	1 9 0	12
特	る	第29項(中部国際空港					1/2		23
	ŧ.	第31項(社会保険診療	立 索報酬支払基金)				1/3	2 1 0	
fun f	0	第32項(自動車安全道					1/3		23
例	の	第33項 (郵便貯金・管	簡易生命保険管理榜	後構)			1/2	2 3 0	19
	法	第2項(輸入拡大・流	売通システム効率(との物流施設)			1/2		23
				L+> 3 /10/10/10/10/10/			5/6	2 5 0	12
に	附	第9項(特定路外駐車					7/8	0 7 0	23
			多数雇用事業所)				5/6 1/2	2 7 0	12
	則	第13項(外貿埠頭公社	が平成10年3月31日ま	⊧でに取得した資産)			3/5	2 9 0	23
ょ	hoho	第23項(中核的地方卸	印売市場構築事業)				2/3	2 1 3 1 0	23
	第		軌道施設の貸付ける	を行う法人)			3/4	3 1 0	12
		第28項 (利用者利便の	の向上に資する停耳	車場等)			3/4		23
り	_	第30項(並行在来線の					1/2	3 3 0	12
	五.		者等が駅で行う改良	复工事)			2/3		23
	ш.	第37項(特定用途港灣					1/2	3 5 0	12
減	条	第38項(一般廃棄物類		たまれた 小事 (共な)			1/2	2 7 0	23
	*	第40項(民間資金等の 第41項(都市利便施記		他政寺の登伽寺)			$\frac{1/2}{1/2}$	3 7 0	23
	Ø	第43項(成田国際空港					2/3	3 9 0	23
額	*/	第44項(国立大学の村					1/2		23
ця	規	第45項(地下駅火災対					2/3	4 1 0	12
	//2	第46項 (洪水時の円)		りための施設又は設	:備)		2/3		23
12	定	第47項 (港湾施設)					1/2	4 3 0	12
-		第48項(都市鉄道施記	設及び駅付帯設備)				2/3		23
	に	第51項(特定外貿埠頭	項指定会社等)				1/2	4 5 0	12
+>							3/5	4 7 0	710 005
な	ょ	第53項 (郵便事業株式 第54項 (日本電気計器					$\frac{1/2}{2/3}$	4 / 0	719, 925
		第55項(日本消防検知	<u>#18年月月</u> 定協会)				2/3	4 9 0	23
	る	第56項(小型船舶検査	を機構)				2/3	1 0 0	23
る		第57項(軽自動車検査					2/3	5 1 0	12
	ŧ	第58項(鉄道再生事業					1/4		23
		第59項 (鉄道事業再構	構築事業)				1/4	5 3 0	12
額	の	第61項(重要無形文化	<u>ヒ財の公演施設)</u>				1/2		23

地;	方公	:共同	団体	コー	- ド	表都	番号
4	4	2	0	1	1	73	6 ⁸

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

都道府県名

大分県

市町村名

大分市

		<u> </u>				(1)
		区	分	特例率	行 番 号	法定免税点以上のもの
	法附則第一五条の二	労り頂	(3島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	90 1 0	12 231, 060
	伝門別第 五末の二		(3島等に係る承継特例)	3/5	30 1 0	23 6, 420 33
		777 I -3K	(//) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	0 3 0	12 225, 160
課	法附則第一五条の三	笙り頂	(3島等に係る基盤整備事業)	- 0/10		220, 100
17/1		11	(//)法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	0 5 0	12
	法 附 則 第 三 九 条	第5項	(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2		23 33
	昭四七年附則第八条	第3項	(地下道等)	1/2	0 7 0	12
税	昭六二年附則第三条		(特定地方交通線)	1/4		23 33
106	平成三年附則第八条		(都市基盤整備公団)	1/3	0 9 0	12
		第3項	(都市基盤整備公団)	1/3		23 33
		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	1 1 0	12
標				1/6		23 33
-DAY	平成七年附則第六条		(日本電気検定所)	1/6	1 3 0	12
		"	(日本消防検定協会)	1/6		23 33
		11	(小型船舶検査機構)	1/6	1 5 0	12
準		"	(軽自動車検査協会) (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/6	1 7 0	23 33 12
			(都市基盤整備公団)	1/2	1 1 0	12
	平成十年附則第六条		(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1 9 0	23 33 12
	平成十二年附則第七条		(毎足法八寺の人規模外員埠頭) (海洋科学技術センター)	2/3	1 0 0	23 33
の	平成十三年附則第八条		(高圧ガス保安協会)	1/6	2 1 0	12
-	1 m 1 - 1 m m M // A		(日本電気検定所)	1/3		23 33
			(日本消防検定協会)	1/3	2 3 0	12
			(小型船舶検査機構)	1/3		23 33
特	平成十五年附則第十一条		(軽自動車検査協会)	1/3	2 5 0	12 45, 827
	平成 下 五 平 的 則 第 下 一 采	第11項	(高圧ガス保安協会)	1/3		23 33
		第15項	(農山漁村電気施設)	1/2	2 7 0	12
		笙 17 項	(特定路外駐車場)	1/2		23 33
例		N/ 11 -X	(TO ALMI / TAL 4-70)	2/3	2 9 0	12
		第14項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	0 1 0	23 33
				3/4	3 1 0	12
	平成十六年附則第十条	第 20 項	(介護老人保健施設)	5/6	3 3 0	23 52, 597 33 12
に		第23項	(国の機関との共同研究施設)	$\frac{1/2}{3/4}$	3 3 0	
		幣 9€ T面	(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	3 5 0	23 33
			(平核的地方即元甲場傳樂事業) (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	3 0 0	23 33
			(自動車安全運転センター)	1/6	3 7 0	12
ょ				1/9		23 33
	平成十七年附則第七条	第11 頃	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	5/6	3 9 0	12
		第14項	(特定路外駐車場)	5/6		23 33
		第20項		1/2	4 1 0	12
り			(飼料製造施設)	1/2		23 33
		第 2 項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	4 3 0	12
				2/3		23 33
			(特定路外駐車場)	7/8	4 5 0	12
减	平成十八年附則第十三条	第17項	(介護老人保健施設)	7/8		23 33
		第18項	(外貿埠頭公社が平成10年4月10日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	4 7 0	12
				1/5	1 0 0	23 33
dest			(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	4 9 0	12 23 33
額			(利用者利便の向上に資する停車場等) (高圧ガス保安協会)	2/3	5 1 0	
				$\frac{1/2}{1/2}$	0 1 0	23 33
		第3項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	5/6	5 3 0	
1-	and all I have not that the state	第4項	(特定自転車駐車場)	2/3		23 33
<i>ا</i> ت	平成十九年附則第六条		(特定路外駐車場)	7/8	5 5 0	12
				1/2		23 33
			(国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	5 7 0	12
+>			(洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2		23 33
な		第1項	(特定信用協同組合等)	56/100		12 253, 734
	平成十九年附則第八条	第2項	(特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	54/100		23 924, 406 33
		第3項	(特定信用協同組合等が平成19年1月2日から平成22年1月1日までに取得した資産)		6 1 0	
る		第2項	(外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2	6 3 4	23 33 12
(a)				3/5	6 3 0	12 23 33
			(日本電気計器検定所)	1/2	6 5 7	23 33 12
	平成二十年附則第十条		(日本消防検定協会) (小型船舶検査機構)	1/2	6 5 0	23 33
額			(杯自動車檢查協会)	1/2	6 7 0	12
п×			(幹日朝)里伸省協会! (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	<u> </u>	23 33
		第17項	(中核的地方制売市場構築事業)	1/2	6 9 0	12
			計 (B)			23 3, 002, 573 33
			課税標準額 (A)-(B)		7 1 0	

地	表番 号						
14	4	2	0	1	1	73	7 ⁸

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

					(1)			(2)	(3)
				_		紛			<u>π</u>
区	分	行	番	号	個	数	床	面積	軽減税額
法附則第15条の6第1	項 (1/2減額)	90	1	0	12	6, 482	21	624, 704	³¹ 274, 678
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2	2 項 (1/2 減額)	0	2	0		5, 531		417, 606	260, 374
法附則第15条の7第1	項 (1/2減額)	0	3	0					
法附則第15条の7第2	2項 (1/2減額)	0	4	0					
法附則第15条の8第1項	1/3減額されるもの	0	5	0					
伝門則第13条の6第1項	2/3減額されるもの	0	6	0					
法附則第15条の8第3項	1/3減額されるもの	0	7	0					
仏門則第10米の6第5項	2/3減額されるもの	0	8	0					
法附則第15条の8第4	4項 (2/3減額)	0	9	0					
法附則第15条の8第5項	1/3減額されるもの	1	0	0					
	2/3減額されるもの	1	1	0					
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1	<u>項 (1/2減額)</u>	1	2	0		17		1, 580	171
法附則第15条の9第4		1	3	0		10		1, 369	151
法附則第15条の9第8		1	4	0					
法附則第15条の9第9		1	5	0					
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1		1	6	0					
(平成18年附則第13条第29項)	2/3減額されるもの	1	7	0					
	3/4減額されるもの	1	8	0					
(平成18年附則第13条第31項)	3/5減額されるもの	1	9	0		29		2, 362	1, 918
		2	0	0		12,069		1, 047, 621	537, 292
合 計	う ち 個 人	2	1	0		10, 739		957, 365	485, 040
	うち法人	2	2	0		1, 330		90, 256	52, 252

			(4)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
.	()	<i>4</i> : π. □	平成20年度	に新たり	こ軽減対象	きとなったもの	平成 20 年度	で軽減期間の細	終了するもの
区	分	行番号	個 数	床	面積	軽減税額	個 数	床 面 積	軽減税額
法附則第15条の6第1項	頁 (1/2減額)	⁹ 0 1 1	12 T 2,	227 ^{21 イ}	209, 667	92, 018	2, 039	⁴⁹ 200, 412	⁵⁹ 88, 496
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2 項	頁 (1/2減額)	0 2 1	工	764 <i>オ</i>	53, 448	д 33, 527	1, 144	84, 077	48, 999
法 附 則 第 15 条 の 7 第 1 項	頁 (1/2減額)	0 3 1							
法附則第15条の7第2項	頁 (1/2減額)	0 4 1							
法附則第15条の8第1項 2	<u>/3減額されるもの</u> /3減額されるもの	0 5 1 0 6 1							
法附則第15条の8第3項 2	/3減額されるもの	0 7 1 0 8 1							
法附則第15条の8第4項	頁 (2/3減額)	0 9 1							
	/3減額されるもの	1 0 1 1 1 1							
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1 項	1/2減額)	1 2 1		5	567	56			
法 附 則 第 15 条 の 9 第 4 項	頁 (1/3減額)	1 3 1					10	1, 369	151
法 附 則 第 15 条 の 9 第 5 項	頁 (1/3減額)	1 4 1							
法附則第15条の9第9項	頁 (1/3減額)	1 5 1							
法 附 則 第 15 条 の 9 第 10 項	頁 (1/3 減額)	1 6 1							
(平成18年附則第13条第29項) 2 3	/3減額されるもの /4減額されるもの	1 7 1 1 8 1							
(平成18年附則第13条第31項) 3	/5減額されるもの	1 9 1							
		2 0 1		996	263, 682	125, 601	3, 193		137, 646
合 計	う ち 個 人	2 1 1		720	241, 223	112, 749			129, 271
	うち法人	2 2 1		276	22, 459	12, 852	252	14, 970	8, 375

地	方公	·共E	団体	コー	- k		番
4	4	2	0	1	1	73	88

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 大 分 県 市 町 村 名 大 分市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	外の家屋	Ē	 	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床 面 積 (m²) (イ)	決 定 価 格 (壬円) (口)	床面積 (㎡) (ハ)	決 定 価 格 (千円) (二)	床 面 積 (m²) (ホ)	決 定 価 格 (千円) (へ)	(口) (イ) _(円)	<u>(二)</u> (ハ) _(円)	<u>(个)</u> (赤) _(円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	¹² 1, 239, 953	²³ 2, 195, 947	³⁴ 222, 215	⁴⁵ 2, 461, 607	⁵⁶ 1, 462, 168	⁶⁷ 4, 657, 554	1, 771	11, 078	3, 185
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	208, 073	1, 268, 903	184, 526	2, 990, 916	392, 599	4, 259, 819	6, 098	16, 209	10, 850
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	377, 819	3, 348, 134	397, 165	7, 499, 004	774, 984	10, 847, 138	8, 862	18, 881	13, 997
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	657, 251	7, 435, 487	1, 221, 345	25, 989, 090	1, 878, 596	33, 424, 577	11, 313	21, 279	17, 792
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	848, 545	10, 381, 419	1, 119, 485	36, 273, 831	1, 968, 030	46, 655, 250	12, 234	32, 402	23, 707
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	980, 398	13, 935, 087	1, 105, 152	34, 507, 805	2, 085, 550	48, 442, 892	14, 214	31, 224	23, 228
53年1月2日~56年1月1日	0	7	0	974, 051	14, 854, 597	1, 045, 632	38, 548, 286	2, 019, 683	53, 402, 883	15, 250	36, 866	26, 441
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	782, 025	12, 350, 450	854, 694	29, 017, 629	1, 636, 719	41, 368, 079	15, 793	33, 951	25, 275
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	701, 461	13, 452, 663	929, 618	38, 723, 931	1, 631, 079	52, 176, 594	19, 178	41, 656	31, 989
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	787, 486	18, 997, 396	1, 126, 503	51, 813, 138	1, 913, 989	70, 810, 534	24, 124	45, 995	36, 996
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	799, 825	23, 926, 694	1, 503, 770	74, 700, 673	2, 303, 595	98, 627, 367	29, 915	49, 676	42, 815
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	827, 767	29, 305, 328	1, 348, 107	72, 862, 385	2, 175, 874	102, 167, 713	35, 403	54, 048	46, 955
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	763, 558	29, 990, 159	1, 366, 483	83, 597, 665	2, 130, 041	113, 587, 824	39, 277	61, 177	53, 327
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	649, 703	29, 561, 595	1, 176, 474	77, 983, 297	1, 826, 177	107, 544, 892	45, 500	66, 286	58, 891
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	575, 471	30, 476, 844	1, 163, 153	80, 701, 817	1, 738, 624	111, 178, 661	52, 960	69, 382	63, 946
平成17年1月2日~平成19年1月1日	1	6	0	367, 704	21, 944, 108	761, 632	57, 343, 097	1, 129, 336	79, 287, 205	59, 679	75, 290	70, 207
平成19年1月2日~平成20年1月1日 (新増分)	1	7	0	† 182, 846	³ 10, 809, 185	^y 473, 221	¹ 35, 311, 917	656, 067	46, 121, 102	59, 116	74, 620	70, 299
合計(平成20年度総評価額等)	1	8	0	[±] 11, 723, 936	[‡] 74, 233, 996	^z 15, 999, 175	750, 326, 088	27, 723, 111	1, 024, 560, 084	23, 391	46, 898	36, 957

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表	番
4	4	2	0	1	1	73	g ⁸

第39表 家屋の変動に関する調

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)
		_	_	木 造	家屋	木 造 以 タ	外の家屋
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
平成19年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	11, 626, 500	264, 322, 664	15, 627, 174	717, 898, 4 ⁵⁵
19 18. 1. 1以前の減少分、(2) 年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	3, 111	14, 170	1, 112	5, 910
年 その他の捕捉誤り 度 18. 1. 1以前の新築分及び 概 増築分の捕捉漏れ	0	3	0	3, 637	48, 036	7, 101	118, 930
要 18. 1. 2~19. 1. 1の (4) 調 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0	2, 622	17, 382	3, 076	74, 766
書 18. 1. 2 ~ 19. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0				
修 18. 1. 2 ~ 19. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	288	1,717	1, 744	3, 050
平成19年度の概要調書(修正後) (7) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0	11, 624, 692	264, 340, 865	15, 631, 831	717, 939, 720
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	83, 552	915, 365	142, 129	3, 899, 478
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0				
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	((
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0				
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 50	△ 689	36, 252	973, 929
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 11, 541, 090	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 263, 424, 811	(7) - (8) + (12) 15, 525, 954	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 715, 014, 171
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	178, 084	10, 544, 199	449, 751	33, 716, 340
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	4, 762	264, 986	23, 470	1, 595, 577
平成20年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	[±] 11, 723, 936	[*] 274, 233, 996	^Z 15, 999, 175	⁹ 750, 326, 088

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表	番号
14	4	2	0	1	1	⁷ 4	08

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 都 道 府 県 名 に

関する調(平成20年度に新たに軽減の対象となったものについて)

市 町 村 名 大分市

大分県

						(1)		(2)	(3)	,	(4)		(5)	(6)	+-	(7)		7 :	(8)		(9)
区	分	行	番	号	50 (貸家 <i>0</i>		レ とれる		m ² 以 下 m ² 以上100㎡以	1		超	120 m²		床	120	m²	面 超	140 r	積 ㎡ 以	下
	,,		ш	Ĭ	個	数 (個)		面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	į 円)	個	数(個)	床	面積	軽減	. 税 額 (千円)
第1項·	3年間適用	90	1	0	12	889	17	51, 848	25 23, 385	33	358	38	40, 219	16, 0	51 54	1	615	59	78, 13	67	32, 168
第2項·	5年間適用	0	2	0		710		47, 306	29, 863	3	34		3, 742	2, 3	.7		5		61	9	296
合	計	0	3	0		1, 599		99, 154	53, 248	3	392		43, 961	18, 30	88		620		78, 74	9	32, 464
	→				(-	10)		(11)	(12)		(13)		(14)	(15)		(16)		(17)	(18)
						1		個	 	á	た		n n		床	(10/		面	177	積	187
区	分	行	番	号	140	m²	超	160 m ²	以 下	10	60 m²	超	200 m²	以下		200	m²	超	240 r	n ² 以	下
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額		(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	į 円)	個	数 (個)	床	面積		. 税 額 (FP)
第1項·	3年間適用	90	1	1	12	197	17	29, 024	²⁵ 11, 436	33	130	38	22, 782	6, 8	⁵⁴		33	59	6, 91	67	1, 795
第2項·	5年間適用	0	2	1		7		1, 075	507	,	5		883	29	91		3		67	3	253
合	計	0	3	1		204		30, 099	11, 943	3	135		23, 665	7, 1	77		36		7, 58	3	2, 048
					(1	9)		(20)	(21)		(22)		(23)	(24)							
					1	個 当		り身													
区	分	行	番	号	240	m²	超	280 m²	以 下				計								
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	(個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額							
第1項・	3年間適用	90	1	2	12	5	17	1, 384	25 297	22 -2	2, 227	38	230, 297	46 [†] 92, 0							
第2項・	5年間適用	0	2	2		0		0	(王	764		54, 303	^д 33, 52	27						
合	計	0	3	2		5		1, 384	297	,	2, 991		284, 600	125, 5	15						

地	方公	:共5	団体	コー	- ド	表	番号
4	4	2	0	1	1	⁷ 4	18

第41表 法附則第15条の6第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅 都 道 府 県 名 の

個数に関する調(平成20年度に新たに課税の対象となったものについて)

大分県

市町村名

大分市

					→ (1))		(2)			(3)			(4)			(5	j)
					A	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	١,١	住	宅
区	分	行	番	号	50 ㎡ (ʃ 場 合 4 未	0 m^2	28 300	رًا و 30 m² و 10 m²		320	ر 0 m² اِ m²	以 下	32	0 m²			計	
						満(個)			(個)			(個)			(個)			(個)
第1項・	3年間適用	90	1	0	12	605	17		1	22		1	27			32		687
第2項・	5年間適用	0	2	0		778			1									779
合	計	0	3	0		1, 383			2			1			()		1, 386

					>	(6)			(7)		(8)			(9)		(1	0)		(11)	((12)		(13)	
						В	居	住	割台	7	ガュ 1/2	2	未	茜 の)	併	用(主宅	等	A・Bの 額の適	の要件を満 i 用 を 受 /	たさな ナなか	いためった	かに減 住 宅
Z	分	行	番	号		計	(個)	50 m² (ち 貸家の場 合 (個		<u>面積</u> 0㎡超300 以下			<u>を</u> 超 320 r 下 (4		た 320	さ な ㎡ 超 (個	小	生 宅 計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第1項	・3年間適用	90	1	1	12		12	17		22			27		3	2		37	0	42	619	47	1′	7, 10 ⁵
第2項	・5年間適用	0	2	1			36												0		815		3	5, 065
合	計	0	3	1			48)		0			0			0	0		1, 434		52	2, 174

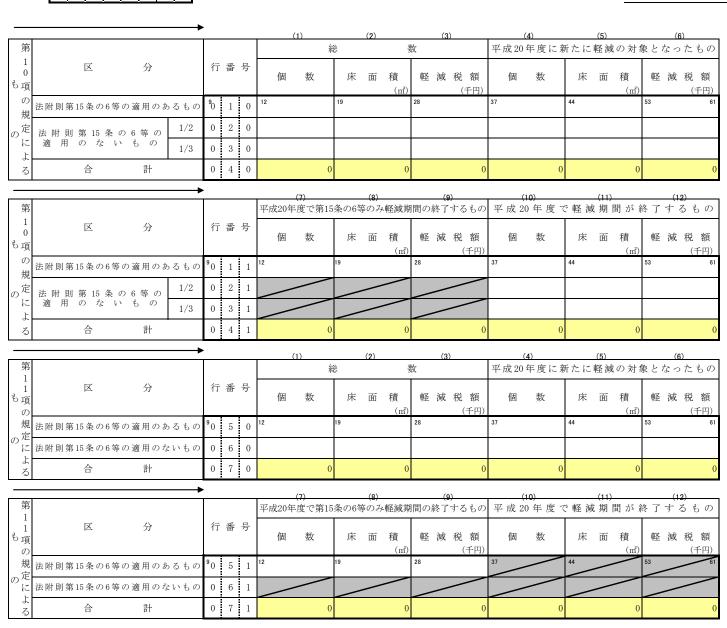
地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表	番号
¹ 4	4	2	0	1	1	⁷ 4	28

第42表 新築住宅に関する調

						1	(1)		(2)		(3)		(4)		
		区分		行	番号	棟	数	住	居 数		床面積(㎡)	決	定価格	床面積住居数	決定価格 床面積(円)
木	_	専 用 住 宅	(1)	90	1 0	12	1, 179	18	1, 5	15	²⁴ 160, 238	32	9, 636, 285		60, 137
造	戸	併 用 住 宅	(2)	/	/	42	19	48		20	1,875	62	101, 414	94	54, 087
	建	農家住宅	(3)	90	3 0	12		18		:	24	32		0	0
家		共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	(4)	_	/	42	24		2:	24	⁵⁴ 7, 233	62	411, 658	32	56, 914
屋	計	(1) + (2) + (3) + (4)	(5)	90	5 0	12	1, 222	18	1, 7	59	169, 346	32 b	10, 149, 357	96	59, 933
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)	\		42		48		ţ	54	62	71	0	0
木	$\lfloor - \rfloor$	鉄筋コンクリート造	(7)	90	7 0	12	20	18		01	6, 833		574, 516	79	84, 080
	戸	鉄 骨 造	(8)			42	15			16		62	202, 833	169	74, 901
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(9)	90	9 0	12	375		3	79			3, 385, 076	131	67, 991
坦	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(10)			42		48			54	62	71	0	0
ET	宅	そ の 他	(11)	⁹ 1	1 0	12		18		:	24	32		0	0
	74	小計 $(6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)$	(12)		/	42	418		4	32	⁵⁴ 59, 328	62	4, 162, 4 <i>2</i> 5	123	70, 160
外		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	⁹ 1	3 0	12	37		2	6			1, 081, 206	52	100, 531
71	共	鉄筋コンクリート造	(14)	\	/	42	210		1, 2	41 ⁵	⁵⁴ 66, 140	62	6, 004, 114	53	90, 779
の	同	鉄 骨 造	(15)	⁹ 1	5 0	12	20			26			700, 882	40	76, 624
0)		軽 量 鉄 骨 造	(16)			42	69		5)7			1, 242, 101	37	66, 772
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(17)	⁹ 1	7 0	12		18		2	24	32		0	0
多	宅	そ の 他	(18)	\	/	42		48		ţ	54	62	71	0	0
		$\sqrt{\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ }$ (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18)	(19)	⁹ 1	9 0	12	336	18	2, 1	30	104, 644	32	9, 028, 303	48	86, 276
屋		寄 宿 舎	(20)			42		48		;	54	62	71	0	0
	間口	† (12) + (19) + (20)	(21)	⁹ 2	1 0	12	754		2, 6	52	24 c 163, 972	32 d	13, 190, 728	62	80, 445
	合	計 (5) + (21)	(22)		/	42	1, 976	48	4, 4	21	⁵⁴ 333, 318	62	23, 340, 085	75	70, 023

地	表番 号						
14	4	2	0	1	1	⁷ 4	3

第43表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その1)



地	表番 号						
4	4	2	0	1	1	4	3

第43表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その2)

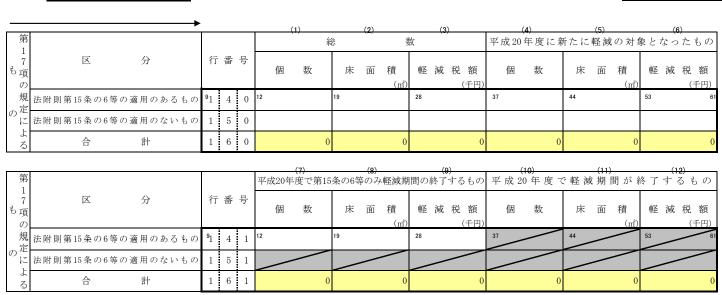
都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市



地;	表番号						
4	4	2	0	1	1	4	3

第43表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その3)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市



地	地方公共団体コード							
14	4	2	0	1	1	⁷ 4	$\overset{\mathtt{8}}{4}$	

第44表 課税標準額の段階別納税義務者数等に関する調

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
区分	行番号	20 万円未満のもの	20万円以上25万円 未満のもの	25万円以上30万円 未 満 の も の	30万円以上35万円 未満のもの	35万円以上40万円 未満のもの	40万円以上45万円 未満のもの	45万円以上50万円 未 満 の も の
納税義務者数 (人)	⁹ 0 1 0	6, 585	742	31 620	40 588	49 574	58 524	67 5 ⁷⁵ / ₂ 2
課税標準額(千円)	0 2 0	512, 152	166, 233	170, 237	190, 893	215, 122	222, 343	247, 660
総床面積(m²)	0 3 0	425, 164	73, 440	62, 858	56, 013	59, 848	51, 191	50, 301

		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
区分	行番号	50万円以上55万円 未満のもの	55万円以上60万円 未満のもの	60万円以上65万円 未 満 の も の	65万円以上70万円 未 満 の も の	70万円以上75万円 未満のもの	75万円以上80万円 未 満 の も の	80万円以上85万円 未 満 の も の
納税義務者数 (人)	⁹ 0 1 1	529	512	529	568	51 585	645	⁷¹ 633
課税標準額 (千円)	0 2 1	277, 204	294, 197	330, 882	383, 347	424, 232	500, 157	522, 104
総床面積(m²)	0 3 1	49, 652	48, 393	48, 265	55, 483	52, 738	61, 743	58, 432

	→				(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
区分		行	番	号	85万円以上90万円 未満のもの	90万円以上95万円 未満のもの	95万円以上100万円 未満のもの	100 万円以上のもの	計
納税義務者数(人)	90	1	2	12 689	23 754	826	108, 332	⁵⁷ 124, 757
課税標準額(千	円)	0	2	2	603, 149	697, 988	805, 110	1, 014, 994, 501	1, 021, 557, 511
総床面積(n	m²)	0	3	2	66, 988	72, 502	80, 983	26, 349, 117	27, 723, 111

平成20年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

地方公共団体コード 14	4	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号	⁷ O	0	0	0	011
市町村判別コード特定特定で	市・ お以外	・・ の市	町村	• 1 †•2	12
団体区分コー	ド	13	/		2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

(注) 自動的に付与される。



平成20年度 都市計画税に関する調 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	大分県	
市町村名	大分市	

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区 分	行番号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡)	市街化調整区域(千㎡)) В	その他(千 m²) C	\Rightarrow (A+B+C) (\neq m ²)
課税区域の面積	⁹ 0 1 0	12	²³ 73, 907	33 1	43 ウ	73, 907
都市計画区域の面積	0 2 0	501, 250	112, 490	248, ⁵ 560	11, 490	372, ⁷ 540

		(6)	(7)	(8)	(9)
区 分	行番号	都市計画区域の 指 定 の 有 無	市街化区域等の 設 定 の 有 無	都市計画税の課税の有無	都市計画事業の 認 可 の 有 無
課税区域の面積	⁹ 0 1 1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2 1	⁷ 1	³ 1	#1	^Z 1
		指定有	人 設 定 有	課税有	人

地	方公	洪	団体:	コー	ド	表都	番号
14	4	2	0	1	1	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

				(1)	(2)	(3)
₫	区 分	行番	号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	⁹ 0 1	0	12 87, 62	22 2,832	³² 84, 789
土地	法 人	0 2	0	4, 19	5 263	3, 932
	計	0 3	0	91, 81	3,095	88, 721
	個 人	0 4	0	98, 40	2, 765	95, 644
家 屋	法 人	0 5	0	4, 73	120	4, 612
	計	0 6	0	103, 14	2, 885	100, 256
	個 人	0 7	0	120, 40	4, 262	116, 146
実 数	法 人	0 8	0	5, 93	358	5, 581
	計	0 9	0	126, 34	4, 620	121, 727

地	方公	表番号					
14	4	2	0	1	1	⁷ 5	3 8

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

						ī	(1)			1		(2)					(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市街	化	区	域	市街	化	調	整 区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12			54, 034	24					34					⁴⁵ 54, 034
地	地	その他	0	2	0				11, 355											11, 355
0	等	小 計	0	3	0				65, 389					()				0	65 [±] , 389
地	卢	農地	0	4	0				8, 030											र्ब, 030
積 (壬㎡)		計	0	5	0				73, 4 [‡] 9					^ツ ()				テ 0	7\$, 419
家床		造家屋	0	6	0			8,	999, 669											8, 999, 669
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0			14,	492, 889											14, 492, 889
の積 (㎡)		計	0	8	0			23,	492, $5\overline{58}$					=()				× 0	23, 492, 558
土	宅	宅 地	0	9	0				212, 557											212 [*] , 557
地	地	その他	1	0	0				23, 922											23, 922
0	等	小 計	1	1	0				236, 479					()				0	236, 479
筆	農	農 地	1	2	0				18, 4 ^E 37											18, 437
数 (筆)		計	1	3	0				254, 916					^ж ()				△0	254, 916
家屋	木	造 家 屋	1	4	0				101, 690											101, 690
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				44, 015	_						_				44, 015
数 (棟)		1	1	6	0				145, 705					۵))				³	145, 705

地	方位	表番号					
14	4	2	0	1	1	⁷ 5	48
							_

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	号	決	定	価	格
									市街化調整区域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規供		90	1	0	¹² 764, 015, 270	24	34	764, 015, 270
		宅	模地	法人	0	2	0	63, 557, 224			63,557,224
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	219, 209, 316			219, 209, 316
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	7, 879, 261			7, 879, 261
	地	非 用住	個 人住宅	、 非 用 地	0	5	0	248, 850, 561			248, 850, 561
		生 地	法 人住宅	、 非 用 地	0	6	0	566, 930, 758			566, 930 [,] , 758
地		小			0	7	0	1, 870, 442, 390	0	0	1, 870, 442, 390
		農	地		0	8	0	$125, 440, 5\overset{\lor}{3}8$			125, 440, 538
	 ₹	÷ 0) 他	Ī	0	9	0	145, 782, 006			145, 782, 006
		言	 		1	0	0	2, 141, 664, 934	0	0	2, 141, 664, 934
家	木	造	家	屋		1	0	223, 746, 564			223, 746, 564
屋	木造	造 以 外	トの家	₹ 屋	1	2	0	695, 567, 111			695, 567, 111
) 上		計	+		1	3	0	919, 313, 675		0	919, 313, 675
	合		計		1	4	0	3,060,978,609	⁹ 0	a 0	3, 060, 978, 609



第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	課	税		額	実 定 税 率	調定見込額
					11	ш	,,	市街化区域 (千円)	市街化調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円) A	R	M た ル と 版 A×R (手田)
		住	小規	個人	90	1	1	¹² 250, 651, 166	25	35	250, 651, 166	61	69 79
		宅	^况 用 模 地	法人	0	2	1	20, 948, 514			20, 948, 514		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	120, 101, 650			120, 101, 650		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	4, 509, 205			4, 509, 205		
	地	非 用住	個 人住宅月	非用地	0	5	1	159, 833, 021			159, 833, Õ̃21		
		宅 地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	380, 802, 767			380, 802, 767		
地		小	計		0	7	1	936, 846, 323	0	0	936, 846, 323		
		農	地		0	8	1	37, 505, 378			37, 505, 378		
	7	E 0	他	ı		9	<u> </u>	91, 450, 764			91, 450, 764		
		計	-		1	0	1	1, 065, 802, 465	0	0	1, 065, 802, 465		
家	木	造	家	屋	1	1	1	223, 740, 713			223, 740, 713		
屋	木 道	造 以 外	の家	屋		2	<u> </u>	692, 660, 098			692, 660, 098		
)		計	•			3		916, 400, 811	0	0	916, 400, 811		
	合		計		1	4	1	$1,982,203,\overset{\downarrow \uparrow}{276}$	⁼ 0	ь О	1, 982, 203, 276	0. 250 %	4, 955, 508

地	方々	表都	番号
14	4	7 5	6 ⁸

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	9 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

					(1)	_	(2)		(3)		(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者		(2) 地 積				(4) 税 標 準 額	筆	数
					(人)		(千㎡		(手円		(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0	12	24		39		54		69	80
平の													
	負担水準0.95以上1.0木個		2										
特 成	負担水準0.9以上0.95未満		3										
市	負担水準0.85以上0.9未満		4										
+	負担水準0.8以上0.85未満		5 6					-		-			
	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満		7										
方 方 方	負担水準0.65以上0.7未満		8										
定	負担水準0.6以上0.65未満		9					-		-			
左化	負担水準0.55以上0.6未満		0							-			
1 7 10	負担水準0.5以上0.55未満		1										
-4-	4. □ → ※		2					-					
市	負担水準0.4以上0.45未満		3			1		+		-			
	A La Livita again La Livita		4										
以域	負担水準0.3以上0.35未満		5										
攻	負担水準0. 25以上0. 3未満	1	6	0				1					
前	負担水準0. 2以上0. 25未満		7					1					
街農			8										
参	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0									
	負担水準0 05以上0 1未満		0										
1 ヵ地	負担水準0.05未満		1										
化	計	2	2	0	0			0		0	0		(
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0									
πż			4										
平の	負担水準0.9以上0.95未満		5					1					
成	負担水準0.85以上0.9未満		6										
区一成市	A LE LOVE OF THE CONTRACTOR OF		7										
+"	負担水準0.75以上0.8未満		8										
	負担水準0.7以 F0.75未満		9										
七街	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0									
域	メニバーのの大工のの人間		1										
年化	負担水準0.55以上0.6未満		2										
年16	負担水準0.5以上0.55未満		3										
-4-	負担水準0.45以上0.5未満		4										
度区	負担水準0.4以上0.45未満		5										
農	負担水準0.35以上0.4未満		6										
以域	負担水準0.3以上0.35未満		7										
	負担水準0.25以上0.3未満		8			<u> </u>							
後	負担水準0.2以上0.25未満		9			<u> </u>							
農	負担水準0.15以上0.2未満		0										
地参	負担水準0.1以上0.15未満		1					_					
1.11.	<u>負担水準0.05以上0.1未満</u>		2					_					
入地	負担水準0.05未満		3										
1	計	4	4	0	0			0		0	0		(

州	方グ	表番号					
14	4	2	0	1	1	7 ₅	68
							_

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
Δ.	11	畄	b	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	12 0	24	0 39	54	69
		<u>: </u>						
負担水準0.95以上1.0未満		6		0	1	0 0	Ÿ	
負担水準0.9以上0.95未満		7		0		0 0	0	
負担水準0.85以上0.9未満		8		0		0 0	0	
負担水準0.8以上0.85未満		9		0		0 0	0	
負担水準0.75以上0.8未満		0		0	1	0 (Ů	
合		1 2	0	0		0 0	0	
負担水準0.65以上0.7未満		3		0	1	0 (0	
負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満		4		0		0 (0	
負担水準0.5以上0.55未満		5		0	1	0 0	Ů	
負担水準0.45以上0.5未満		6		0	1	0 0	Ů	
負担水準0.4以上0.45未満		7		0	1	0	·	
負担水準0.35以上0.4未満		8		0		0 0	Ů	
負担水準0.3以上0.35未満		9		0		0 0	0	
計 負担水準0.25以上0.3未満		0		0	1	0 (0	
負担水準0.2以上0.25未満			0	0		0 (0	
負担水準0.15以上0.2未満		2		0)	0 (0	
負担水準0.1以上0.15未満		3		0)	0 (0	
負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0)	0 (0	
負担水準0.05未満	6	5	0	0)	0	0	
		C	0	0	à.	o L	す	世
計	Ь	6	0	0	'	0	0	
5 61 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	c	7	0		そ	た	5	



第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	道 床	f 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

				(1)			(2)				(3)			(4	4)			(5)				(6)				(7)				(8)	
			法 第	等 702	条	第 2	項	かっ	ے ،	書	のま	規 気	官 に	ょ	る i	果利	说 標	準	の特	例	に	ょ	りき	咸 額	と	な	る	課	税	標	単 額
	- A	<i>在</i> 亚 ロ		法		Ē	第		702		ĝ	Ě		第			2		項		カュ			つ			ij		i	書	
□	☑ 分	行番号	第9項 ((日本放	送協	第10項 研 究	頁(日開発	本原子:機構)	力第	11項 化 貝	(登録7 オ 等	有形文)	第23 産業	項(技術 構	き業・ 総合研)	食品 究機	第24項 港 株	〔(関 :式 ź	西国際空会 社)	第2	6項 合	(信用 等	月協同》)	組第2	27項構	(水	資 源 [‡])	機第	i29項 港		部国際空)
				(F)	-円)			(千円)		((千円)			(₹	円)			(千円)				(千円)			(千円	1)			(千円)
宅地	宅 地	⁹ 0 1 0	12	204	, 339	22			32				42				52			62				72				82	!		91
等	その他	0 2 0		3	, 380																										
唐	地	0 3 0																													
土	地 計	0 4 0		207	7, 719				0				0			0				0				0				0			0
1	屋 屋	0 5 0		522	, 696						1	3, 93	9																		
É	計 計	0 6 0		730	, 415				0		1	.3, 93	9			0				0				0				0			0



第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

				(9)			(10))		(11)			(12)		(13)		(14)		(15)		(16)
			法第7特例		第2項 より	かっ 減	こ書 <i>の</i> 額 と	り規定に なる	よる 課 税	課 税 標 標 4	票準の 集 額	法附則第	15条、法附員	則第15条の	2又は法附則	15条の30	の規定による	課税標準	の特例により	減額とた	よる課税標準額
			法	第	702	条	第 2	項	かっ	Ŋ	書		法	ß	付	則	第		15	ĝ	S E
区	分	行番号	第31項 療報酬	(社会 支払妻	保険診 基金)	第32 運車	項(自真	助甲女土	第33項 簡易生 構	(郵便 命保険 す)	哲理機)	第2項	(倉庫)	社の特定	外貿埠頭公 E用途港湾施 3.31まで取 分))	第28項	(大規模改良 計建 物 等)	第30項 に係る 産	譲受固定資	害者等	〔(高齢者・障 『の移動円滑化 場 建 物 等)
					(千円)			(千円)			(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
宅 地 -	宅 地	⁹ 0 1 1	12			22			32			42		52		62		72		82	91
	その他	0 2 1																			
農	地	0 3 1																			
土	地 計	0 4 1		_	0)		0			0		0		0)		0	0
家	屋	0 5 1																			
合	計	0 6 1			0)		0			0		0		0		()		0	0



第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	
市町村名 大	:分市

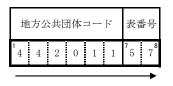
		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
		法附則第15条	、 法 附 則 第 15	条の2又は法院	計則 15 条 の 3 の	規定による課程	説標準の特例に	より減額とな	る課税標準額
			法	附	則	第	15	条	
区分	行番号	第37項(PFI公共荷さ ばき施設)	第38項(PFI一般廃棄物処理施設)	第40項(民間資金等 の活用による公共施 設 等)	第41項(認定都市再生事業)	第43項(成田国際空港)	第44項(国立大学法 人の校舎)	第45項(地下駅火災対策施設)	第46項(地下街等の 洪水時避難施設)
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅 宅地	⁹ 0 1 2	12	22	32	42	52	62	72	82 91
	0 2 2								
農地	0 3 2								
土地計	0 4 2	0	0	0	0	0	0	0	0
家 屋	0 5 2								
合 計	0 6 2	0	0	0	0	0	0	0	0



第57表 課税標準の特例に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道月	存 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

			(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)
			法附則第15条	、 法 附 則 第 15	条の2又は法附	則 15 条 の 3 の	規定による課程	説標準の特例に	より減額とな	る課税標準額
				法	附	則	第	15	条	
区	分	行番号	第47項(指定特定重 要港湾に係る港湾施 設)	第48項(都市鉄道施設 等)	第51項(外貿埠頭公 社の民営化会社に係 る 承 継 特 例)	第53項(郵便事業· 郵便局株式会社)	第54項(日本電気計器検定所)	第55項(日本消防検 定 協 会)	第56項(小型船舶検 査機構)	第57項(軽自動車検査協会)
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅 年	主 地	9 0 1 3	12	22	32	⁴² 839, 408	52	62	72	95, 975
	の他	0 2 3								
農	地	0 3 3								
土地	1 計	0 4 3	0	0	0	839, 408	0	0	0	95, 975
家	屋	0 5 3				684, 988				
合	計	0 6 3	0	0	0	1, 524, 396	0	0	0	95, 975



都道府県名	大分県
市町村名	大分市

		(33))	(34)			(35)	(3	6)	(3.	7)		(38)		(39)			(40)	
		法 附 則 第	15条、	法附則第	15条の	2 又 は	法 附 則 15	条の3の扌	規定によ	る課税機	票準の特	例に	より減額と	こなる	課税	漂 準 額	改正法 もの平 附 則	の規定 成20年i <u> 第 1</u>	改正法
		法	附	則	第	15	条	法附則第	15条の2	法	附	訓	第 15	条	Ø	3	第	2	項
区分	行番号	第58項(鉄道業	道再生事)	第59項(鉄道 事 業	[再構築)	第61項 化財の	(重要無形文 公演施設)	第2項(三	島特例)	係る承継特 則第15条の	序例)(法附 ○2第2項の	係る項 則第1	(旅客会社等) (旅客会社等) (((((((((((((((((((射 第2項 り に係	頁(旅々 る基盤 業	客会社等 整備事)	旧法第項(日本定	349条 <i>页</i> 本電気i 所)3第25 計器検)
			(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	を 味	(千円)	(_	限 る) (千円)			(千円)			(千円)
宅 宅 地	⁹ 0 1 4	12		22		32		42		52	33, 034	62	17, 15	4 72			82		91
等その他	0 2 4										277, 020		6, 513, 48	0					
農地	0 3 4																		
土地計	0 4 4		0		0		0		0		310, 054		6, 530, 63	4		0			0
家 屋	0 5 4								229, 939		6, 420		219, 07	8					
合 計	0 6 4		0		0		0		229, 939		316, 474		6, 749, 71	2		0			0



都道府県名	大分県
市町村名	大分市

-			(41)			(42)			(43)				(44)			(4	45)			(46)			(47)			(48)
		改正	E 法	0	規	定に	こよ	る	も の	平	成 2	0 年	改	正	法	付 則	第	16	条	改正剂	去の丸	規定に	よるも	の平	成 19 年	改正	法附具	則第8条
				第			2		項				第	3	項	穿	Ħ		項	第	1	項	第	2	項	第	; 3	
区分	行番号	旧法第3項(日本会	49条(消防	か3第2 検定協)	6 旧海	去第34 (小型) 構	9条の3 沿舶検)	3第27 查機	旧法第三項(軽日	349条自動車	の3第2 検査協)	旧 8 項 (B 特)	去附則 (外貿: 定用達 0.3.3 分	第15 埠頭 金港 1ま 	条第14 公 会 で を で 取 得 ()	旧法 項(タ (H18.	対則 ト貿地 用途 4.1 で 取	第15章 阜頭公 急港灣 ~H20 、得	条第15 公社の 変施設).3.31 分))	法第70 こ書第 用協同 適 用	2条第 30項 組合等 以外	2項かっ (特定信 等(第3項 の分))	法第70 こ書第 用協同 信用	02条第 第30項]組合領 協同系	32項かっ (特定信 等以外の 且合等)	法第7 に書り 用協[702条第 第30項 司組合 分	第2項かっ 〔(特定信 ・等(合併))
<u> </u>	. : :	10		(千円)			(-	千円)	00		(千円)	40			(千円)			1	(千円)			(千円)	70		(千円)			(千円)
宅 宅地	0 1 5	12			22				32			42				52				62			/2			82		91
等その他	0 2 5																											
農地	0 3 5																											
土地計	0 4 5				0			0				0			C				0			0				0		0
家 屋	0 5 5																					238, 458			898, 92	2		
合 計	0 6 5				0			0				0			C				0			238, 458			898, 92	2		0



都道府県名	大分県
市町村名	大分市

			(49)			(50))		(51)				(52)			((53)			(!	54)		(55)			(56)	
		改正法σ 附		きによる 則	るもの [∑] 第	平成19 11	年改正法 条	改正法 附		定により 則	るも 第	の平成 20	18年	F改正法 条	改正	E法の	の規	定に』	にるも	の -	平成17年	改正	法附貝	∬第 10 ∮	改 条 も	で正法の の 平 所 別	戊16年	による 改正法 19 条
		第	2	項	第	¥ 3	項	第	2	項		第	3	項	多	育	4	項	第		5 項	复	6	項		第	3	項
区分	行番号	旧法附貝項(刂第1 倉	5条第2 庫)	2 旧法 項(地 時)	附則第 也下街 壁 難	515条第53 等の洪水 施 設)	旧法附 項(外貨 特定用 (H10.4. まで	『埠頭 途港 1~H	[公社の 湾施記 18.3.3	り旧現1	法附則 (大規 場 建	第1 模改 物	5条第39 (良停車 等)	旧法項(酬)	第349 社会 ⁷ 支 払	9条の 保険i 、基)3第39 診療報 金)	旧法第 項(目 セ	第349 自動 []] ン	条の3第4 車安全運車 タ ー)	0 旧法 項	附則第 (倉	515条第 庫)	≨ 3 ⊫	3法附 項 (則第18	5条第3庫)
				(千円)			(千円)			(千円))			(千円)				(千円)			(千円)			(千円)			(千円)
宅 宅地	⁹ 0 1 6	12			22			32			42		_		52				62			72			82	² 		91
等その他	0 2 6																											
農地	0 3 6																											
土地計	0 4 6				0						0			0				0				0			0			0
家 屋	0 5 6																											
合 計	0 6 6				0		C				0			0				0				0			0			0



都	道系	牙県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

		(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)
		改正法の規定	筐によるもの ፯	平成 15 年改正	法 附 則 第 18 条	改正法の規定による もの平成10年改正法			法附則第29条の5
		Ė	第 	3	頁 	附則第13条第2項	合 計	第 7 項	第 8 項
区分	行番号	項(日本電気計器検	旧法第349条の3第29 項(日本消防検定協	旧法第349条の3第30 項(小型船舶検査機	項(軽自動車検査協	旧法附則第15条第19 項(指定法人等大規		徴収猶予分に相当する課税標準額	徴収猶予分に相当す る 課 税 標 準 額
		定 所)	会)	構)	会)	模外貿埠頭)	()		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅 宅地	⁹ 0 1 7	12	22	32	42	52	1, 189, 910	72	82 91
等その他	1 0 2 7						6, 793, 880		
農地	0 3 7						0		
土地計	0 4 7	0	0	0	0	0	7, 983, 790	0	0
家屋	0 5 7				45, 827		2, 860, 267		
合 計	0 6 7	0	0	0	45, 827	0	10, 844, 057	0	0



都道	道 床	f 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

_				(65)			(66)			(67)			(68)			(69)			(70)			(71)			(72)	
			法 附 則 第		条の5 項	法 附 舅	則第2 17	9条の5 項	法 附 貝 第	リ第 29 1	条の6 項	法 附 [§] 第 (阪神	則 第 1 10 ・淡路	6条の2 項 (大震災)	法 附 貝第 (新潟県	川第 1 13 中越 ^は	6条の2 項 地震災害)	法 附 第 (能登	則 第 1 15 半島地	6条の2 項 1震災害)	法 附 第 (新 地	17 潟 県		沖	改正法の の平成17 第12条第 第16条	7年改正 第3項	E法附則 (法附則
Z	三 分	行番号	減額分に 税 標		する課 額			当する課 準 額	減額分税	に相当 標 準				当する課 準 額			当する課 準 額			当する調 準 額	製減額分 税		当する			こ相当 票 準	
				((千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千)	円)			(千円)
宅地	宅 地	⁹ 0 1 8	12			22			32			42			52			62			72				82		91
等	その他	0 2 8																									
農	& 地	0 3 8																									
土	地計	0 4 8			0			0			0			0			0)			0			0
家	₹ 屋	0 5 8																									
싐	計	0 6 8			0			0			0			0			0			()			0			0

地	方公	、共団]体:	1 —	ド	表都	番号
14	4	2	0	1	1	⁷ 5	8

第58表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者	地	積		課税標準額	筆 数
		Ε , ,	1.1	ш	,,	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
1	小	負担水準1.0以上	90	1	0	¹² 57, 564	24	14, 975	³⁹ 576, 057, 057	⁵⁴ 192, 019, 019	⁶⁹ 78, 627
	11,	負担水準0.95以上1.0未満		2	•	11, 316		2,603	93, 901, 672		13, 374
	#1	負担水準0.9以上0.95未満		3		4, 493		1,039			5, 369
	/yL	負担水準0.85以上0.9未満		4		3, 595		854			4, 211
'n	柑	負担水準0.8以上0.85未満		5		632		160			878
'n	150	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	134		29			189
'n	住	負担水準0.7以上0.75未満			0	51		18			69
'n	ملدا	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	34		7			45
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	24		5	205, 897	46, 813	29
	7	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	6		2	66, 983	14, 253	7
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	7		1	42,910	8, 402	7
	Л	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	1		1	9,990	1,820	1
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0						
	115	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	2		2	40, 154	5, 086	2
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7							
	旭	負担水準0.15以上0.2未満		8							
		負担水準0.1以上0.15未満		9							
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0							
'n	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	77, 859		19, 696	764, 015, 270	[~] 250, 651, 166	102, 808
. •		負担水準1.0以上	2	3	0	1, 233		1, 192	54, 091, 232	18, 030, 411	2,879
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4		141		94			250
		負担水準0.9以上0.95未満		5		71		87			111
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	57		44	1, 759, 577	517, 311	112
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	18		8	479, 384	134, 448	28
	模	負担水準0.75以上0.8未満		8		4		7	417, 921	111, 446	15
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	1		1	24, 838	6, 529	1
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0						
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0						
		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0						
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	1		1	19, 534	3, 013	1
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0						
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0						
	3/4-	負担水準0.2以上0.25未満		9							
	法	負担水準0.15以上0.2未満		0							
	ı	負担水準0.1以上0.15未満		1							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4	3	•						
					0				⁸ 63, 557, 224		



第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		区 分	行者	釆 与	<u></u> 納	(1) 税義務者	地 積	(3) 決定価格	課税標準額	(5) 筆 数
						(),	(手m²)	(手円)	(手円)	(筆)
		負担水準1.0以上	⁹ 4	5	0 12	2, 460	408	³⁹ 12, 494, 167	⁵⁴ 8, 329, 445	⁶⁹ 3, 5 ⁸⁰ / ₇₄
		負担水準0.95以上1.0未満	4			1, 186	204	6, 067, 328	3, 936, 418	1,728
	éп.	負担水準0.9以上0.95未満	4			2, 434	400	14, 707, 634	9, 046, 106	3, 408
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4			5, 707	887	28, 646, 938	16, 657, 782	7, 754
		負担水準0.8以上0.85未満	4			14, 295	1,665	52, 348, 161	28, 845, 038	17, 970
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	11, 196	1,077	35, 389, 491	18, 874, 395	13, 529
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	9, 465	1, 148	37, 909, 920	19, 616, 090	11, 484
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	4,615	476	15, 728, 190	7, 629, 528	5, 584
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	3,844	307	14, 357, 889	6, 524, 313	4, 360
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	221	32	1, 156, 828	488, 738	302
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5			55	10	358, 537	139, 105	70
	抽	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	8	1	25, 243	8, 934	9
	프	負担水準0.4以上0.45未満	5			1	1	18, 255	5, 564	2
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5			1	1	735	194	1
		負担水準0.25以上0.3未満	6							
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6							
		負担水準0.15以上0.2未満	6							
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6							
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
	\sim	負担水準0.05未満	6	5	0					
		計	6	6	0	55, 488	6, 617	€ 219, 209, 316	^{1/2} 120, 101, 650	69, 775
		負担水準1.0以上	6			95	37	1, 467, 377	978, 251	147
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6			36		375, 033	242, 702	72
		負担水準0.9以上0.95未満	6			63	19	994, 680		130
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7			87	23	960, 274	558, 980	164
	/20	負担水準0.8以上0.85未満	7		-	148	41	1, 518, 400		251
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7			94		991, 486		147
tal.	ملدا	負担水準0.7以上0.75未満	7			96		678, 564	349, 694	175
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7			36		225, 407	109, 244	65
	7_	負担水準0.6以上0.65未満	7			46		388, 961	176, 627	91
	ш	負担水準0.55以上0.6未満	7			5	2	261, 003	109, 112	21
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0					
	Lile	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7					10.050	4 000	
		負担水準0.35以上0.4未満	8			1	1	18, 076	4, 893	
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8							
	l	負担水準0.25以上0.3未満	8							
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8							
		負担水準0.15以上0.2未満	8							
	人	負担水準0.1以上0.15未満 免担水準0.05以上0.1去港	8							
		負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05未満	8							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8					+ 2	o 4 509 205	
	1	計			^	707	188	^{†2} 7, 879, 261	4, 509, 205	1, 264



第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	믉	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		- 7				(人)	(千m²)	(手円)	(手円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	90	1	0	2, 873	932	³⁹ 54, 562, 541		4, 629
		負担水準0.65以上0.7以下		2		3, 521	1, 348	61, 297, 432		5, 521
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	5, 083	2, 126			8, 301
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	962	496	24, 195, 256		1, 627
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満		5		359		13, 269, 705		680
	非	負担水準0.45以上0.5未満		6		104		, ,		146
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	109				168
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	5	5	251, 732		10
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9		1	1	14, 803		1
,	用	負担水準0.25以上0.3未満		0		5	3	178, 290	59, 456	6
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満		1						
		負担水準0.15以上0.2未満		2						
	·	負担水準0.1以上0.15未満		3						
	個	負担水準0.05以上0.1未満		4		1	1	13, 604	2, 721	1
	人	負担水準0.05未満		5						
)	計		6		13, 023				21, 090
	商	負担水準0.7超		7		1, 120		263, 884, 762	184, 719, 333	3, 735
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	1, 134	5, 467	152, 157, 152		3, 326
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9		1, 270		101, 150, 833		5, 559
	松	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	247	935	22, 636, 104		924
Life.	寸	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	90		12, 179, 712		467
地	<u> </u>	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	13		11, 377, 192		119
	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	14		2, 791, 260		80
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	5	3	71, 772		5
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5		1	1	4, 438		1
	用	負担水準0.25以上0.3未満		6		4	8	677, 533	233, 955	7
	地	<u>負担水準0.2以上0.25未満</u>		7						
	끄	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
		負担水準0.1以上0.15未満		9						
	法	負担水準0.05以上0.1未満		0						
	人	負担水準0.05未満	_	1	_					
)	計	3	2	0	3, 898	20, 730	§ 566, 930, 758	is 380, 802, 767	14, 223



第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 大分県

 市町村名
 大分市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			.11	·III.	7	(人)	(手m²)	(千円)	(手円)	(筆)
宅	•	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	3	0	61, 352	16, 612	³⁹ 644, 109, 833	⁵⁴ 219, 357, 126	⁶⁹ 85, 227
	•	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		4		3, 993		318, 447, 303		
坩	Į	税負担据置のもの		5		55, 287	20, 088	694, 942, 143		
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		6		31, 868	5, 901	212, 929, 507	113, 467, 309	40, 448
計		負担水準0.2未満		7		1	1	13, 604	2, 721	1
ПП		計	3	8	0	152, 501	[‡] 54, 034	Ť, 870, 442, 390	[†] 936, 846, 323	^{b)} 212, 557
	宅	負担水準0.7超	3		0	1, 302		_ / /		
	七	負担水準0.65以上0.7以下	4	0		1, 588	424	13, 549, 722	9, 146, 372	
	地	負担水準0.6以上0.65未満			0	2, 932				
そ		負担水準0.55以上0.6未満		2		2, 572				
C	比	負担水準0.5以上0.55未満		3		1, 400				2, 807
	淮	負担水準0.45以上0.5未満		4		194				
	'	負担水準0.4以上0.45未満		5		58			328, 681	80
	土	負担水準0.35以上0.4未満		6		28			118, 192	
の	地	負担水準0.3以上0.35未満		7		18	1	102, 592	39, 677	
	쁘	負担水準0.25以上0.3未満		8		8	2	75, 144	24, 319	8
		負担水準0.2以上0.25未満		9		1	1	4	1	1
	-	負担水準0.15以上0.2未満		0		1	1	5	1	1
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	5		0	1	1	1	1	1
	Į.	負担水準0.05以上0.1未満		2						
		負担水準0.05未満	5	3	0					
)	計	5	4	0	10, 103	4, 403	64, 421, 732	40, 734, 240	16, 663

地	方グ	、共区]体:	コー	ド	表都	番号
¹ 4	4	2	0	1	1	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 大分県

 市町村名
 大分市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	4=	. _V	: 号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u> </u>	1 J	甾	7	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	12 232		3 ⁹ 28, 453, 738	⁵⁴ 19, 917, 617	69	9 8 2
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	328	2, 15	33, 918, 412	20, 041, 739		1,496
	기만	負担水準0.6以上0.65未満			0	438					1,322
	比	負担水準0.55以上0.6未満			0	278					2,214
	淮	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	155	36	2, 148, 421	999, 362		924
	华	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	45	8-	1,656,959	881, 355		178
	+:	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	24	4	4 697, 551	341, 547		40
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	19	1.	269, 655	114, 263		31
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	7	1.	1, 113	418		25
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	8	30	132, 549	41, 892		22
		負担水準0.2以上0.25未満			0	2		3,609	1, 082		2
	法	負担水準0.15以上0.2未満			0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						
		負担水準0.05以上0.1未満			0						
)	負担水準0.05未満		_	0						
		計			0	1, 536	6, 93				7, 236
		負担水準1.0以上			0	7	2	1 125	125		23
_		負担水準0.95以上1.0未満			0						
の	宅山	負担水準0.9以上0.95未満			0						
	以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満			0						
		頁57年0.0公工0.00不同		_	0						
	地	負担水準0.75以上0.8未満			0						
	外	負担水準0.7以上0.75未満			0						
		負担水準0.65以上0.7未満			0						
	比	負担水準0.6以上0.65未満			0						
	. —	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満			0			+			
	の	負担水準0.45以上0.55未満			0	<u> </u>		<u> </u>	-		
他	進	負担水準0.4以上0.45未満			0						
165	中	負担水準0.35以上0.4未満			0			+			
		負担水準0.3以上0.35未満			0	<u> </u>		+			
		負担水準0.25以上0.3未満		-	0						
	工	負担水準0. 2以上0. 25未満			0						
		台田水準0 15以上0 9土港			0						
	地	复担水準0.1以上0.2木個 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1±港	3	5	0						
	地一	負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0						
		負担水準0.05未満	3	7	0						
		= 1 = 1			0	7	2	1 125			23
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)			0	61, 359	16, 63	, ,			85, 250
合		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの			0	5, 527	14, 06				11, 249
		税負担据置のもの			0	60, 573	24, 09	, ,			88, 024
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの			0	36, 685	10, 59				51, 953
計	•	負担水準0.2未満	_	•	0	3		13, 610	2, 723		3
		計	4	4	0	164, 147	65, 38	2, 016, 224, 397	1, 028, 297, 087	P	236, 479



第61表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	大分県
市	町	村	名	大分市

							(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
							(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
_	本貝	則による(価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	¹² 2, 439	²⁴ 2, 260	³⁹ 10, 372, 247	⁵⁴ 6, 914, 831	69	4, 829
般		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		693	407	3, 326, 028	2, 130, 631		886
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0	820	403	3, 795, 726	2, 267, 741		1,020
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4		728		4, 043, 838	2, 176, 135		857
街	上		負担水準0.6以上0.7未満		5		803	384	5, 231, 439	2, 482, 581		992
110	記		負担水準0.5以上0.6未満		6		1, 036		, ,	3, 822, 529		1, 332
化	以		負担水準0.4以上0.5未満		7		1, 258	752	14, 544, 819	4, 772, 071		1,623
区	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8		1, 482	899	20, 069, 134	5, 177, 087		2, 032
域			負担水準0.2以上0.3未満		9		1, 704		, ,			2, 431
~ ~			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0	1, 479	919	26, 314, 849	3, 112, 429		2, 207
農			負担水準0.1未満	1	1	0	160	115	3, 278, 284	146, 871		236
地			1	1	2	0	¹ 12, 602	8,030	⁵ 125, 440, 538	⁹ 37, 505, 378	る	18, 437
	本貝	則による課税がなされたも	Ø	1	3	0						
^		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0						
介	⊦	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0						
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0						
1	пЦ		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0						
-44-	171		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0						
農	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0						
			負担水準0.2以上0.3未満		1		_					
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0						
7(1)			負担水準0.1未満	2	3	0						
			計	2	4	0	0	0	0	0		0



第61表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	E //	11	.HH.	7	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
_	本則による課税がなされたもの	⁹ 2	5	0	12	24	39	54	69 80
般	上 負担調整率1.025が適用されたもの	2	6	0					
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	2	7	0					
農	以 負担調整率1.075が適用されたもの	2	8	0					
地	外 負担調整率1.10が適用されたもの	2	9	0					
70	計	3	0	0	0	0	0	0	0
	本則による課税がなされたもの	3	1	0	2, 439	2, 260	10, 372, 247	6, 914, 831	4, 821
合	上 負担調整率1.025が適用されたもの	3	2	0	693	407	3, 326, 028	2, 130, 631	886
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	3	3	0	820	403	3, 795, 726	2, 267, 741	1, 020
	以 負担調整率1.075が適用されたもの	3	4	0	728	347	4, 043, 838	2, 176, 135	857
計	外 負担調整率1.10が適用されたもの	3	5	0	7, 922	4, 613	103, 902, 699	24, 016, 040	10, 853
н	計	3	6	0	12, 602	** 8,030	³ 125, 440, 538	[†] 37, 505, 378	^{&} 18, 437

平成20年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

地方公共団体コード 14	4	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号	⁷ O	0	0	0	011
市町村判別コード 特定 特定	市・・ 市以外	・・ トの市	••	• 1	12/
団体区分コー	ド	13			2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地	方グ	、共区	団体:	コー	k	表都	番号
¹ 4	4	2	0	1	1	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

						(1)	(2)	(3)
個 人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のも の (ロ)(人)	法定免税点以上のも の (イ)-(ロ)(ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	874	656	30 38 218
法	人	0	2	0		7, 189	4, 012	3, 177
合		0	3	0		8, 063	4, 668	3, 395

爿	也方々	表都	昏号				
¹ 4	4	2	0	1	1	⁷ 7	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

								(1)				(2)					(3)				(4)	
	種	類	į	行	番	号	決	定	価	格(千円)	課	税	標	準 <i>(=</i>	額 _{千円)}	課税が適用を	税 票準の 受ける	特例るもの	規 定 の 規 定 の (イ) (千円)	額 (イ)	の以外	のもの	訳) (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		122,	730, 859	25		119		6, 844	38		1,	371, 35	6 51		118,	535, 488
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			451,	354, 476			441	, 24	5, 901			6,	890, 35	4		434,	355, 547
が価	舟	沿	舶	0	3	0			2, 0	096, 476			1	, 14	1, 590				954, 88	6			186, 704
格等	航	空	機	0	4	0									0								
を決	車両	及び道	運搬 具	0	5	0			2, 8	812, 291			2	, 81	1, 648				64	2		2,	811, 006
定	工具,	器具及	び備品	0	6	0			68,	743, 140			68	, 63	3, 035				120, 48	4		68,	512, 551
した。	調	整	額	0	7	0									0								
もの			計 (ハ)	0	8	0			647,	737, 242			633	, 739	9, 018			9,	337, 72	2		624,	401, 296
法十 第九	定し,	配分し	格等を決 たもの	0	9	0			128,	597, 847			118	, 058	8, 446								
三条	道府県決定し	知事が(, 配分	価格等を したもの	1	0	0			7, 0	648, 536			5	, 528	8, 600								
百関 八係	/.	 	計 (二)	1	1	0			136, 2	246, 383			123	, 58′	7, 046								
			こより道府 たもの(ホ)	1	2	0																	
合計	(ハ) +	+ (=)	+ (ホ)	1	3	0			783, 9	983, 625			757	, 320	6, 064								
同内	市町	村 分	の額	1	4	0							757	, 320	6, 064								
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0			_														

地	方グ	〉共 🕏	団体:	ュー	ド	表看	昏号
14	4	2	0	1	1	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)					(3)					(4)	
	種	類	į	行	番	号	決	定	価	格(壬四)	課	税	標	準	額	課税相適用	標準の	特例	票 準 規定の の(イ (チロ	D (1		の以外	内のもの	訳) (口) (千円)
市町	構	築	物	⁹ 0	1	0	12			424, 365	25				4, 365	38			(十四	51				124, 365
村長	機械	及び	装置	0	2	0				280, 327				28	0, 327									280, 327
が価	舟	沿	舶		3										0									
格等	航	空	機	0	4	0									0									
を決	車両	及びご	軍搬 具	0	5	0				18, 746				1	8, 746									18, 746
定	工具,	器具及	とび 備 品	0	6	0				531, 669				53	1, 669									531, 669
した。	調	整	額	0	7	0									0									
もの	1	1/	計 (ハ)		8				1,	255, 107				1, 25	5, 107					0			1,	255, 107
法十 第九	総務大 定し,	臣が価値配分し	格等を決 、たもの	0	9	0																		
三条	道府県 決定し	知事が1 ,配分	価格等を したもの	1	0	0																		
百関 八係	1	 	計 (二)	1	1	0				0					0									
法第74 県知事	3条第1項 が価格等	(の規定に を決定し)	こより道府 たもの(ホ)	1	2	0																		
合計	(ハ) -	+ (=)	+ (ホ)	1	3	0			1,	255, 107				1, 25	5, 107						_			
同内	市町	村分	の額	1	4	0								1, 25	5, 107						_			
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0		_																

地	方グ	〉共 🕏	団体:	コー	ド	表都	昏号
14	4	2	0	1	1	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

								((1)				(2)				(3)					(4)	
	種	類	į	行	番	号	決	定	価	格 (壬四)	課	税	標	準 名		課 課税標準 適用を受	きの特4	例規定	()	額 (イ)	の 以外(内のもの	訳 (口) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		122,	306, 494	25		119,	482,		38]	1, 371,		51		118, 1	111, 123
村長	機械	及び	装置	0	2	0			451,	074, 149			440,	965,	574		(5, 890,	354			434, 0	75, 220
が価	舟	,, ,,	舶	0	3	0			2,	096, 476			1,	141,	590			954,	886			1	186, 704
格等	航	空	機	0	4	0									0								
を決	車両	及 び i	運搬 具	0	5	0			2,	793, 545			2,	792,	902				642			2, 7	792, 260
定	工具,	器具及	とび 備 品	0	6	0			68,	211, 471			68,	101,	366			120,	484			67, 9	980, 882
した。	調	整	額	0	7	0									0								
もの	1,	\	計 (ハ)	0	8	0			646,	482, 135			632,	483,	911		ę	9, 337,	722			623, 1	146, 189
法十 第九	総務大 定し,	臣が価 ^注 配分し	格等を決 、たもの	0	9	0			128,	597, 847			118,	058,	446								
三条	道府県 決定し	知事が , 配分	価格等を したもの	1	0	0			7,	648, 536			5,	528,	600								
百関 八係	/,	\	計 (二)	1	1	0			136,	246, 383			123,	587,	046								
法第74 県知事	3条第1項 が価格等	の規定に と決定し	こより道府 たもの(ホ)	1	2	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	3	0			782,	728, 518			756,	070,	957								
同内	市町	村 分	の額	1	4	0							756,	070,	957								
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0																	

抴	方グ	〉共 🕏	団体:	コー	ド	表都	番号
4	4	2	0	1	1	77	38

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						決定価格		標 準 (B)	課税標準額	決定価格		. 標 準 (B)	課税標準額
		区 分	行	番	号		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $ $(D$)	の特	: 例 率 (C)	$(A) \times \overline{(B)} \qquad (D)$
	•					(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (手P	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (手円)
	第1項	(送電用資産・電気事業用)	90	1	0	12	²⁵ 1	27 3	29	⁴² 287, 923	⁵⁵ 2	57 3	⁵⁹ 191, 949
法		(変電所・電気事業用)	0	2	0	172, 105	3	4	129, 07	9	3	5	
	第 2 項	(新線構築物)	0	3	0		1	3			2	3	
		(新線立体交差化施設)	0	4	0		1	6			1	3	
第		(ガス事業用資産)	0	5	0	392, 577	1	3	130, 85	9 30, 459	2	3	20, 306
		(農業協同組合等共同利用設備)		6			1	2					
_	第5項	(外航船舶)	0	7	0		1	10			1	6	
三		(準外航船舶)	0	8	0		1	4					
	第 6 項	(内航船舶)	0	9	0	1, 909, 772	1	2	954, 88	6			
百	第7項	(国際路線用航空機)	1	0	0		1	5			2	15	
				1			1	10					
	第8項	(離島路線用航空機)		2			1	3			2	3	
匹		(小型離島航空機)		3			1	4			1	2	
	第9項	(日本放送協会)	1	4	0	1, 635, 799	1	2	817, 89	9			
	第10項	(日本原子力開発機構)	1	5	0		1	3			2	3	
+	第12項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	6	0		1	6			1	3	
	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	1	7	0		1	6					
		②(青函・本四 新線構築物)	1	8	0		1	18			1	9	
九		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	1	9	0		1	36			1	18	
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	0	0		1	8			1	15	
条				1			3	20			1	12	
木			2	2	0		1	10					
	第14項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	3	0		1	6			1	3	
の			2	4	0		2	3			5	6	
	第15項	(宇宙航空研究開発機構)	2	5	0		1	3			2	3	
	第16項	(海洋研究開発機構)	2	6	0		1	3			2	3	
三	第17項	(熱供給事業用資産)	2	7	0		1	3			2	3	
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2	8	0		2	3			4	. 5	
		(水資源機構)	2	9	0		1	2			3	4	

坩	方グ	〉共 🕏	団体:	ュー	ド	表看	昏号
14	4	2	0	1	1	77	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都i	道 府 県	名	大分県
市	町 村	名	大分市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				決	定価格	課 税	標 準 (B)	課移	说標準額	決定価格	課税	. 標 準 (B)	課税標準額
		区 分	行番号			の特	例 率 (C)	(A) >	< (B) (D)		の特	: 例 率 (C)	$(A) \times (B) $ (D)
					(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (手円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	第 20 項	①(特定地方交通線)	⁹ 3 0 0	12		²⁵ 1	27 /	29		42	55	57	59 71
法	77 20 °E					1	т						
12		②(新線構築物)	3 1 0			1	12				1	6	
		③(新線立体交差化施設)	3 2 0			1	24				1	12	
第		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 3 0			1	24				1	12	
			3 4 0			1	6				5		
三		⑤(変・送電用資産)	3 5 0			1	10				3		
_			3 6 0			9	40				1	8	
	the or all	/ 	3 7 0		54 500	3	20		10.155		0	0	
百	第21項	(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3 8 0		54, 526	1	3		18, 175		2	3	
		(科学技術振興機構)	3 9 0		13, 241	1	2		6, 621		_		
匹	第 23 項	(農業・食品産業技術総合研究機構)	4 0 0			1	3				2	3	
	the a ser		4 1 0			1	6						
	第24項	(関西国際空港㈱)	4 2 0			1	2					2	
+	第25項	(特定鉄道路線構築物)	4 3 0			1	4				1	2	
	第 26 項	(信用協同組合等)	4 4 0			3	5				1	2	
九			4 5 0			56	100				54	100	
			4 6 0			58	100						
条	第 28 項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	4 7 0			2	5				3		
*			4 8 0			9	10				1	2	
	***		4 9 0			3	5						
0)	第29項	(中部国際空港)	5 0 0			1	2						
	第30項	(情報通信研究機構)	5 1 0			1	3				2		
=	第31項	(社会保険診療報酬基金)	5 2 0			1	6				1	3	
_	第 32 項	(自動車安全運転センター)	5 3 0			1	6				1	3	
	第33項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	5 4 0			1	2						

地	方グ	〉共区]体:	コー	ド	表番	译号
4	4	2	0	1	1	⁷ 7	3

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8))
					決定価格		標 準 (B)		税標準額	決定価格		標 準 (B)	課税標	準額
	区 分	行	番	号		の特	例 率 (C)	(A)	\times (B) (D)		の特	例 率 (C)	$(A) \times (E)$	(D)
					(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (手円)	(A) (千円)	(B)	(C)	((C) (千円)
	旧第12項(新造車両)	⁹ 5	5	0	12	²⁵ 1	27 2	29		42	55	57	59	71
法	旧第13項(立体交差化施設)	5	6	0		-	-							
h .	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	5	7	0		1	2							
, ,	旧第21項 (車庫構築物)	5	8	0		1	2				3	4		
第	(車庫構築物・立体交差化施設)	5	9	0		1	6				1	3		
	旧第25項(住宅・都市整備公団)	6	0	0		1	2				1	3		
冬	旧第25項(日本電気計器検定所)		1			1	3				1	6		
三条	the left and a second of the s		2			1	2							
	旧第26項(日本消防検定協会)		3			1	3				1	6		
	四第97項(北到飲始春木採井)		4			1	3				1	C		
	旧第27項(小型船舶検査機構)		5 6			1	2				1	Ü		
¹ の	旧第28項(軽自動車検査協会)		7		10, 900	1	3		3, 633	25	1	6		4
	1571章 人(在百岁中恢正伽云)	_	8		98, 380		2		49, 191	20	_	Ŭ		
四	旧第32項(雪崩・落石等対策設備)	6	9	0	,	1	2		,		3	4		
		7	0	0		2	3				5	6		
三	旧第32項(高圧ガス保安協会)	7	1	0		1	3				1	6		
+		7	2	0		1	2							
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	7	3	0	_	1	6		_	_	1	2		
			4			2	3							
	合 計	7	5	0	4, 287, 300	_	-		2, 110, 343	318, 407	_	-		212, 259

地	方グ	大人	団体:	ュー	F	表都	番号
4	4	2	0	1	1	7	48

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
						決	定価格		標 準 (B)		说 標 準 額	決定価格		標 準 (B)		税標準額
		区 分	行	番	号			の特	例 率 (C)	(A) >	\times (B) (D)		の特	例 率 (C)	(A)	\times (B) (D)
							(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (手円)	(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)
	第 1 項	(外国貿易用コンテナー)	90	1	0	12		²⁵ 4	²⁷ 5	29		42	55	57	59	71
	第 2 項	(倉庫等)	0	2	0			1	2				3	4		
法			0	3	0			5	6							
	第3項	(公共の危害防止施設等)	0	4	0		10, 747, 746	1	6		1, 791, 291	223, 986	1	3		74, 662
			0	5	0		1, 998	2	3		1, 332	1, 777, 140	1	2		888, 571
			0	6	0			3	4							
附	第4項	(公害防止設備)	0	7	0		27, 243	1	3		9, 081	7, 826	2	3		5, 217
			0	8	0			1	2				3	4		
	第5項	(公共危害防止構築物)	0	9	0		2,870	1	3		957	12, 465	1	2		6, 232
則			1	0	0		20, 347	3	5		12, 208					
只り	第6項	(公害防止優良更新施設)	1	1	0			1	2				2	3		
	第7項	(産業廃棄物焼却施設等)	1	2			691, 864	2	3		461, 243		5	6		
		(国内路線用航空機)	1	3	0			2	3				1	2		
第		(緑化施設)		4				1	2				1	3		
	第11項	(鉄道駅の耐震補強工事)		5				2	3							
		(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1	6	0			1	2				3	5		
	第14項	(沖縄電力㈱)	1	7	0			2	3							
+		(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	1	8	0			2	9				4	9		
			1	9	0			2	5				1	2		
	第15項	(廃棄物再生処理用機械設備)	2	0	0			2	3			39, 187	3	4		29, 390
五.			2	1	0			4	5							
л.	第16項	(大規模地震防災応急対策用資産)	2	2	0			2	3				4	5		
		(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	2		0			1	2							
		(高度テレビジョン放送施設)	2				3, 290, 300				2, 467, 725		2	3		
条	第 19 項	(広帯域加入者網構築設備)	2	5	0		1, 937	2	3		1, 291		4	5		
			2	6				3	4							
	第20項	(電気通信信頼性向上設備)	2	7	0			3	4			407, 361	4	5		325, 889
			2	8	0			2	3			297, 648	5	6		248, 040

¹ 4 4 2 0 1 1 ⁷ 7	号	表都	ド	コー]体:	大人	方グ	地
<u> </u>	4	77	1	1	0	2	4	¹ 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				決定価格	課 税		課税標準額	決定価格	課税		課税標準額
	区 分	行 番	号		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $ (D)		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $
				(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (手円)
法	第 21 項(有線テレビジョン放送施設)	⁹ 2 9	0	12	25 3	27 4	29	42	⁵⁵ 7	57 8	59 71
附		3 0	0		4	5					
	第22項(雨水貯留浸透施設)	3 1	0		1	2					
則	第23項(地方卸売市場)	3 2	0		1	2			2	3	
第	第24項(電気動力源自動車用設備)	3 3	0		2	3					
	第25項(鉄道駅総合改善事業)	3 4	0		3	4					
+	第26項(国際船舶)	3 5	0		1	15					
五.	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	3 6			1	3			1	6	
条	第28項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	3 7	0		2	3			3	4	
采	合 計	3 8	0	14, 784, 305	-	-	4, 745, 128	2, 765, 613	_	_	1, 578, 001

地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表看	昏号
4	4	2	0	1	1	7	5 ⁸

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道	府 県 名	大分県	
市町	村 名	大分市	

							-	(1)		(2)	(3)			4)			(5)	(6)		(7)		(8)	
							決	定 価	格		標準				票準		決	它価格			票 準 (B)		税標	
		区	分	行	番	号				の特	例 率	(C)	(A)	× ((B)	(D)			の!	特例	列 率 (C)	(A)	\times (B	(D)
								(A)	(千円)	(B)	((2)			(C) (壬円)		(A) (千F	円) (B))	(C)		(((千円)
	第29項	(旧交納付金法附	則第17項)	90	1	0	12			25 _	27	_	29				42		55		57	59		71
	第30項	①(特定鉄道事業	譲受資産)	0	2	0				1		2												
法		②(新線構築物)		0	3	0				1		6								1	3			
		③(立体交差化施	[設)	0	4	0				1		12								1	6			
		④(河川事業鉄軌	L道用資産)	0	5	0				1		12								1	6			
				0	6	0				1		3								5	12			
附		⑤(雪崩・落石等	対策設備)		7					1		4								3	8			
				0	8	0				1		3								5	12			
		⑥(変・送電用資	(産)		9					1		5								3	8			
則				1	0	0				9		20								1	4			
只り				1	1	0				3		10												
		(鉄道車両安全向			2					1		2								1	4			
		(牛処理衛生設備		1	3	0				1		2												
第		(家畜排せつ物管			4					1		2								2	3			
		(バリアフリー化	(改良工事)	1	5	0				2		3												
		(低床車両)			6					1		4												
		(貨物鉄道に対す			7					1		3								2	3			
+		(公共荷さばき施			8					1		2												
	第38項	(一般廃棄物処理	性施設)	1	9	0				1		2								1	4			
		(新造車両)		2	0	0				1		2												
Ŧī.	第40項	(PFI公共施設)		2	1	0				1		2												
л.		(都市利便施設)		2	2	0				1		2												
					3					3		4												
		(成田国際空港㈱			4					2		3												
条	第44項	(国立大学校舎)		2	5	0				1		2												
	第45項	(地下駅火災対策	i)	2	6	0				2		3												
		(地下浸水対策)		2	7	0				1		2								2	3			
	第47項	(スーパー中枢港	[湾)	2	8	0				1		2												

地	方グ	大公	団体:	コー	ド	表都	番号
14	4	2	0	1	1	77	5 ⁸

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
					決	定 価 格		標 準 (B)		税標準額	決定価格		. 標 準 (B)		税標準額
	区 分	行	番	号				例 率 (C)	(A)	\times (B) (D)			· 例 率 (C)	(A)	\times (B) (D)
						(A) (千円)		(C)		(C) (千円)			(C)		(C) (手円)
	第 48 項(都市鉄道利便増進施設)	⁹ 2	9	0	12		²⁵ 2	²⁷ 3	29		42	55	57	59	71
	第49項(特定特殊自動車)	3	0	0		102, 756	1	2		51, 378					
法	第50項(次世代通信網構築設備)	3	1	0			3	4			106, 844	4	5		85, 475
	第51項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	2	0			1	2				3	5		
	第52項(テレワーク電気通信設備)	3	3	0			2	3							
附	第53項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)		4			731, 917	1	2		365, 958					
hli	第54項(日本電気計器検定所)	3	5	0			1	2				2	3		
	第55項(日本消防検定協会)	3	6	0			1	2				2			
	第56項(小型船舶検査機構)		7				1	2				2	3		
則	第57項(軽自動車検査協会)		8				1	2				2	3		
	第 58 項(鉄道再生事業)		9				1	4							
	第 59 項(鉄道事業再構築事業)	4	0	0			1	4							
Arte-	第60項 (バイオ燃料製造設備)		1				1	2							
第	第 61 項(能楽堂)		2				1	2							
	旧第1項(農山漁村電気施設)		3				2	3				1	2		
	旧第3項(特定自転車駐車場)	4	4	0			2	3							
+	旧第10項(特定駐車場)		5				1	2				2	3		
			6				5	6				7	8		
	旧第12項(地域エネルギー利用施設)		7				5	6				7	8		
_	旧第13項(救急医療用機器)		8			8, 519	5	6		7, 099					
五.	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	4	9	0			3	5				1	2		
	旧第15項(地方卸売市場)	5	0	0			4	5				3	4		
	旧第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		1				1	2				1	5		
条	旧第15項(老人保健施設)		2			16, 766	5	6		13, 971	486	7	8		425
//<	旧第17項 ①(立体交差化施設)	5	3	0			1	6							
	②(旧交納付金法附則第19項)	5	4	0			_	-							
	③(旧交納付金法附則第20項)	5	5	0			_	-		•					

地	方グ	大区]体:	コー	ド	表都	番号
4	4	2	0	1	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道月	府 県 名	大分県
市町	村 名	大分市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			決定価格	課 税		課 税 標 準 額	決定価格	課 税		課税標準額
	区 分	行番号		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $ (D)		の特	例 率 (C)	$(V) \times \overline{(B)} $ (D)
			(A) (手円)	(B)	(C)	(C) (手円)	(A) (手円)	(B)	(C)	(C) (手円)
VI.	旧第18項(遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	⁹ 5 6 0	12	²⁵ 5	²⁷ 6	29	42	55 3	⁵⁷ 4	59 71
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	5 7 0		1	2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	5 8 0		2	3					
附	旧第21項(共同研究施設)	5 9 0		1	2			3	4	
	旧第26項(電線類の地中化設備)	6 0 0		5	6			9	10	
則		6 1 0		7	8					
	旧第27項(脱特定物質対応設備)	6 2 0		5	6			4	5	
第	旧第28項(新世代通信網構築設備)	6 3 0	54, 836	3	4	41, 127	158, 197	4	5	126, 558
	旧第28項(障害発生防止電気通信設備)	6 4 0		5	6					
+	旧第35項(生物系特定産業技術研究推進機構)	6 5 0		2	3					
1 '	旧第35項(不正アクセス防止設備)	6 6 0		4	5					
五.	旧第36項(物品製造・鉱物掘採事業用資産)	6 7 0		4	5			9	10	
л.	旧第45項(雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	6 8 0		2	3					
	旧第50項(化製場)	6 9 0		1	2					
条	旧第51項(飼料製造施設)	7 0 0		1	2					
	合 計	7 1 0	914, 794	_	_	479, 533	265, 527	_	_	212, 458

地	方公	、共 🛚	団体:	コー	ド	表都	昏号
14	4	2	0	1	1	77	6 ⁸

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

				ı —			(1) 決 定 価 格	(2)	(3) 上標準(I	2/	課税標準額	(5) 決定価格	(6) ±H 124	(7) 標準(B)	課 税 標 準 額
		Þ	分	行	番	旦.	次 定 価 格		! 標 準 (l : 例 率 ((課 祝 標 準 額 (A) × (B) (D)	决 定 価 格		標 準 (B) 例 率 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
		⊭	Σ \mathcal{T}	11	笛	ク	(A) (千円		(C)	J)		(A) (千円)		(C)	
	hoho	4 +55		9.0	, 1		12	25 -	27		(C) (千円)	(A) (十円)	(B)	(C)	(C) (千円) 59 71
	弟	1 垻	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		1					3	20			,	
法	١,		①(三島特例)		2			1		2					
			②(新線構築物)		3			1	-	6			1	3	
附		三条	③(新線立体交差化施設)		4			1		12			1	6	
		島	④(新造車両)	_	5]	-	4					
則	第	の 特	⑤(新幹線鉄軌道用資産)		6			1		12			1	6	
			⑥(青函・本四 鉄道施設)		7			1		12					
第		例三	⑦(青函·本四 新線構築物)		8			1		36			1	18	
		と各	⑧(青函·本四 新線立体交差化)		9					72			1	36	
+			⑨(青函・本四 変・送電用資産)		0					30			1	16	
'	2	法			1				+	24			3	40	
_		項 第			2			+ -	-	20			-	0	
五			⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		3			+ -	-	6			1	3	
		三と	①(車庫構築物)		4 5			-	-	12			3	8	
条		百の	②(車庫構築物・立体交差化施設)		5 6			-	-	4 12			3	8	
	項		③(季崩・落石等対策設備)		7				-	4			3	8	
の		四連	(国)		8			+	-	3			J	0	
		+			9			+	1	<i>J</i>			1	5	
=			(受(友) 应电用具座/		0			:	1	8			9	ł	
		九			1			:		10			J	20	
法五	笙	1 項	1 ①(承継特例)		2			:		5					
以 五 附 。	承		②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		3			-	-	_					
附条則	継	と旧金 三交法連	③(三島特例)		4			:	3	10					
第の	特例	島納と乗 ・付の	④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		5			-	-	_					
十三			盤整備事業)		6			-	-	-					
		,, ,,,,	第12項 (三宅村特例)	_	7					2					
			第14項 (新潟県中越地震特例)	_	8					2					
法附具	訓第-	十六条の			9				1	2					
			第18項 (新潟県中越沖地震特例)		0			1		2					
			旧第11項 (立体交差化施設)	3	1	0		1		3					
		e	計	3	2	0		0 -		-	0	0	_	-	0

地	方グ	〉共区]体:	1 —	ド	表都	番号
14	4	2	0	1	1	77	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

			(1)	(2)
区 分	行 番	: 号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万円未満のもの	⁹ 0 1	0	4, 668	1,841,997
150 万以上 160 万円未満のもの	⁹ 0 2	0	12 80	²¹ 123, 650
160 万以上 170 万円未満のもの	⁹ 0 3	0	12 90	148, 898
170 万以上 180 万円未満のもの	⁹ 0 4	0	12 80	140, 234
180 万以上190 万円未満のもの	⁹ 0 5	0	12 52	95, 934
190 万以上 200 万円未満のもの	⁹ 0 6	0	12 56	²¹ 109, 30 ³ 1
200 万以上 250 万円未満のもの	⁹ 0 7	0	12 266	²¹ 596, 858
250 万以上300 万円未満のもの	⁹ 0 8	0	12 247	678, 823
300 万以上1,000 万円未満のもの	⁹ 0 9	0	1, 199	6, 711, 748
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	12 481	6, 709, 103
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1	0	183	4, 537, 751
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0	12 367	20, 087, 931
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3	0	12 294	717, 385, 833
計	⁹ 1 4	0	8, 063	²¹ 759, 168, 061
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5	0	12 136	²¹ 118, 058, 4 ⁴ 8
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1 6	0	12 4	5, 528, 6ởð
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12	21 33

地	方グ	类区]体:	コー	ド	表看	昏号
14	4	2	0	1	1	77	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

<u> </u>			(1)	(2)
区分	行者	番 号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1 0	12 656	21 $259, 725$
150 万以上 160 万円未満のもの	90 :	2 0	12 14	21, 6634
160 万以上 170 万円未満のもの	90	3 0	12 14	²¹ 23, 290
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4 0	8	²¹ 13, 98 ³ 5
180 万以上190 万円未満のもの	90	5 0	12 9	²¹ 16, 558
190 万以上200万円未満のもの	90	6 0	4	²¹ 7, 76 ³
200 万以上250万円未満のもの	90	7 0	12 25	
250 万以上300万円未満のもの	90	8 0	12 27	²¹ 72, 553
300 万以上1,000 万円未満のもの	90	9 0	12 88	
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1	0 0	12 21	²¹ 305, 28 ² 5
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1	1 0	5	²¹ 123, 268
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 :	2 0	12 3	²¹ 125, 43 ² / ₂
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1	3 0	12	21 33
11th L	⁹ 1	4 0	12 874	²¹ 1, 514, 83 ² 2
法第389 大臣配分分	⁹ 1	5 0	12	21 33
の 条 関 係 知 事 配 分 分	⁹ 1 (6 0	12	21 33
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1	7 0	12	21 33

地	方公	洪	団体:	コー	ド	表都	番号
14	4	2	0	1	1	⁷ 8	08

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 大分県 市 町 村 名 大分市

				(1)	(2)
区 分	行	番	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12 4, 012	²¹ 1, 582, 27 ² / ₂
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	12 66	21 101, 988
160 万以上170 万円未満のもの	90	3	0	12 76	²¹ 125, 60 ⁸
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12 72	²¹ 126, 24 ⁹
180 万以上190 万円未満のもの	90	5	0	12 43	²¹ 79, 378
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12 52	²¹ 101, 53 ⁸
200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0	12 241	²¹ 541, 458
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12 220	21 606, 268
300万以上1,000万円未満のもの	90	9	0	1, 111	²¹ 6, 221, 84 ³
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1	0	0	12 460	²¹ 6, 403, 82 8
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1	1	0	12 178	21 4, 414, 483
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1	2	0	12 364	²¹ 19, 962, 49 ⁹
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1	3	0	12 294	²¹ 717, 385, 83 ³
計	⁹ 1	4	0	7, 189	
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1	5	0	136	²¹ 118, 058, 44 ³³
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1	6	0	12 4	²¹ 5, 528, 60 0
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1	7	0	12	21 33

平成20年度 市町村交付金に関する概要調書等報告書

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

地方公共団体コード	¹ 4	4	2	0	1	1 ⁶					
表番号・行番	号	70	0	0	0	011					
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2											
団体区分コ	_	ド	13			2 ¹⁶					

(注) 自動的に付与される。

地	表番号						
14	4	2	0	1	1	⁷ 8	98

平成20年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

	21	分	行	番	号	ī	台 帷	国	- +4	1	4	資		産	_
付特例	第4条第1項の		行	番	号	-				()A /cn	(正 1/2)		
付特例	第4条第1項の		11	THIT	7				f <u>格</u> 地	(<u>通</u> 知 家	<u>価格</u> 屋)		
付特例	21	(- W.	В		/th 36/-		,	償却資産	行 番 号	価格計(D)
付特例	21					件数		量 (m²)	価格(A) (チ 田)	件数	数量(分)	価格(B)	価格(C) (チ 円)		(A)+(B)+(C) (手口)
1.0		1/6の適用があるもの	90	1	0	¹² 35	18	85, 197	³⁰ 4, 018, 450	40	46	56	66 75	90 1	4, 018, 4 ²³
咨	例の適用がある も の	1/3の適用があるもの	0	2	0	11		2, 318	115, 262					0 2 1	115, 262
	Ü	2/5の適用があるもの	0	3	0					31	46, 446	2, 796, 822		0 3 1	2, 796, 822
産 —	上 記 以	外のもの	0	4	0	7		4, 550	110, 827	1	25	968	156, 361	0 4 1	268, 156
座		計		5		53		92, 065	4, 244, 539	32	46, 471	2, 797, 790	156, 361	0 5 1	
	第4条第1項の	1/6の適用があるもの	_	6						/				0 6 1	
				7	_									0 7 1	
の固	もの	2/5の適用があるもの		8										0 8 1	
用定上	:記以外のもの	1/2の適用があるもの 1/4の適用があるもの		9				_						0 9 1	
に資			-	0					0		0			1 0 1	
供産	t- 11. m-)	計	_	1		0	_	0	0	0	0	0	0	1 1 1	
国 有 発は供		こ 係 る 土 地		2		1	5,	203, 600	88, 599	/				1 2 1	
電送す 発育	: 笛. 川 () 川 に 1共1	地方公営企業に係るもの	_	3										1 3 1	
所電る す・施田	る固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を 受ける多目的ダムに係るもの	1	4	0									1 4 1	
変設定 変 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が 変 で 変 で 変 で か か か か か か か か か か か か か か	電所又は送電施	記設の用に供する固定資産	1	5	0									1 5 1	. 0
刃に産		計	1	6	0	0		0	0	0	0	0	0	1 6 1	. 0
水に地	地に ダム以外の	りものの用に供する土地	1	7	0									1 7 1	
	が係ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	0									1 8 1	
	きょ に供する	3/4の適用があるもの	1	9	0									1 9 1	
クー 未	_{業の} 固定資産	特例率の適用がないもの	2	0	0									2 0 1	
	定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	1	0									2 1 1	
等。 法	の規定の適用	3/4の適用があるもの		2	0									2 2 1	
2	:受ける多目的 : ムに係るもの	特例率の適用がないもの		3										2 3 1	
用産	- 11 N 2 0 W	計		4		0		0	0	0	0	0	0	2 4 1	
石油備	蓄施設の用	に供する固定資産	_	5										2 5 1	
	合	計		6		54	5,	295, 665	4, 333, 138	32	46, 471	2, 797, 790	156, 361	2 6 1	

地	表番号						
14	4	2	0	1	1	⁷ 8	98

平成20年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

						(9)		(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)				(16)
							台	<u>公</u> 帳 份	析 格		<u>有</u> 通知	<u>資</u> 価 格)	<u> </u>	産		
	区	分	行番号 土		w III	业 地			屋	·	<i></i>			b 16 → 1 (-)			
	_	,,	''	ш	.,	件数	数数	量	_ 価格(A)	件 数		価 格 (B)	僧 却 資 産 価 格 (C)	行	番	号	価格計(D)
	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	90	1	2	¹² 6'	7 18	(m²) 526, 021	(手円) 30 9, 970, 596	40	46 (m²)	56	66 (千円)	9()	1	3	(A)+(B)+(C) (手里) 12 9,970,596
	特例の適用がある																
付	₺ の	1/3の週用かめるもの		2		13	3	5, 836	146, 830		415 004	10,000,070			2		146, 830
資	上記以	2/5の適用があるもの 外のもの	_	3 4		1		62, 222	2, 231, 697	65	415, 694 5, 498	13, 026, 672 3, 096			3	_	13, 026, 672 2, 234, 793
産	上 記 以	<u>外のもの</u> 計		5		9		594, 079	, ,		,	13, 029, 768	0		5		25, 378, 891
空す	計算4条第1項の			6		9.	L	594, 079	12, 349, 123	00	421, 192	13, 029, 708	0		6		20, 310, 691
差り港る	法第4条第1項の 特例の適用がある			7											7		0
他の固	も の	2/5の適用があるもの		8											8		0
用定	1 == 0.11 = 3 =	1/2の適用があるもの		9										_	9		0
に資	上記以外のもの	1/4の適用があるもの		0											0		
供産		計		1	2	()	0	0	0	0	0	0		1		0
玉		に係る土地	1	2	2									1	2	3	
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	2		l	423, 999	23, 493	1	323	3, 619	345, 367	1	3	3	372, 479
電送電施設する固	オス田史姿彦	特定多目的ダム法の規定の適用を 受ける多目的ダムに係るもの	1	4	2									1	4	3	0
電の定		- 施設の用に供する固定資産	1	5	2	,	7	7, 869	57, 871	1	1,066	81, 037	509, 036	1	5	3	647, 944
所用資 又に産		計	1	6	2	8	3	431, 868	81, 364	2	1, 389	84, 656	854, 403	1	6	3	1, 020, 423
水に	地に ダム以外(のものの用に供する土地	1	7	2									1	7	3	0
道供	方係 ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	2									1	8	3	0
連ずっ	営ました供する			9	2									1	9	3	0
	企業の	特例率の適用がないもの		0											0	—	0
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの		1											1	!	0
等定	法の規定の適用	3/4の適用があるもの	2	2	2										2	-	0
の資	を受ける多目的 ダムに係るもの	特例率の適用がないもの		3	2									2	3	3	0
用産		計		4	2	()	0	0	0	0	0	0		4		0
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産		5											5	-	
	合	計	2	6	2	99)	1, 025, 947	12, 430, 487	68	422, 581	13, 114, 424	854, 403	2	6	3	26, 399, 314

地	表番号						
14	4	2	0	1	1	⁷ 8	98

平成20年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都道府県名	大分県
市町村名	大分市

			(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産		前年度の交付金額	増 減 額
	区 分	行番号		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(a) (b)
	Δ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11 18 7	算定標準額	(円)(A)	算定標準額	(円)(B)	(円) 注: 百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	(C) - (D)
			(手円)	注:百円未満の爆数は生 じないものであること	(手円)	注:百円未満の端数は生 じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	⁹ 0 1 4	12 669, 741	²² 9, 376, 200	³⁴ 1, 661, 766	⁴⁴ 23, 264, 700	⁵⁶ 32, 640, 900	32, 359, 500	281, 400
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 2 4	38, 420		48, 943	685, 200	1, 223, 000	1, 382, 700	△ 159, 700
	も の $\frac{1}{2}$ 5の適用があるもの	0 3 4	1, 118, 728	,	5, 210, 668	72, 949, 300	88, 611, 300	93, 150, 800	\triangle 4, 539, 500
資	上 記 以 外 の も の	0 4 4	268, 156		2, 234, 793	31, 287, 100	35, 041, 100	23, 138, 300	11, 902, 800
産	計	0 5 4	2, 095, 045	, ,	9, 156, 170	128, 186, 300	157, 516, 300	150, 031, 300	7, 485, 000
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 6 4	=, 000, 010	_0,000,000	0, 100, 110		0	100, 001, 000	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 7 4					0		0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0 8 4					0		0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	0 9 4					0		0
に資	1/4の適用があるもの	1 0 4							
供産	計	1 1 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有林野に係る土地	1 2 4	88, 599	1, 240, 300			1, 240, 300	1, 234, 000	6, 300
発は供	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1 3 4			372, 479	5, 214, 700	5, 214, 700	5, 538, 100	△ 323, 400
電所・変	→ z 中 ⇒ 次 幸 特定多目的ダム法の規定の適用を	1 4 4					0		0
変設の 電の 所用 変数の 変数の 変数の で変数の である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 4			647, 944	9, 071, 200	9, 071, 200	6, 495, 700	2, 575, 500
ア ス に 産	計	1 6 4	0	0	1, 020, 423	14, 285, 900	14, 285, 900	12, 033, 800	2, 252, 100
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1 7 4					0		0
道供	カ係 ダムの用 1/2の適用があるもの	1 8 4					0		0
地施す	*** に供する 3/4の適用があるもの B R A A の適用があるもの	1 9 4					0		0
ス	☆ 固定資産 特例率の適用がないもの	2 0 4					0		0
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 4					0		0
等定	法の規定の適用 3/4の適用があるもの	2 2 4					0		0
の資	を受ける多目的 ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 4					0		0
用産	計	2 4 4	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 4	V	V			0		0
н ш	合 計	2 6 4	2, 183, 644	30, 570, 300	10, 176, 593	142, 472, 200	173, 042, 500	163, 299, 100	9, 743, 400
			_,, 011	., ,	.,, 000	-,, - 0	, ,		-,, 100